

2012
(平成24年)

11

NOVEMBER

年金機構業務

No.014

くらしん



○ 特集:介護保険料等の年金からの特別徴収について・P.1



○ 1.年金給付(相談)事務に関するお知らせ …… P.12



○ 2.障害年金給付事務に関する大切なお知らせ(その9)・P.64



○ 3.「市制施行」「金融機関の合併・店舗名称変更」・P.71



《もくじ》

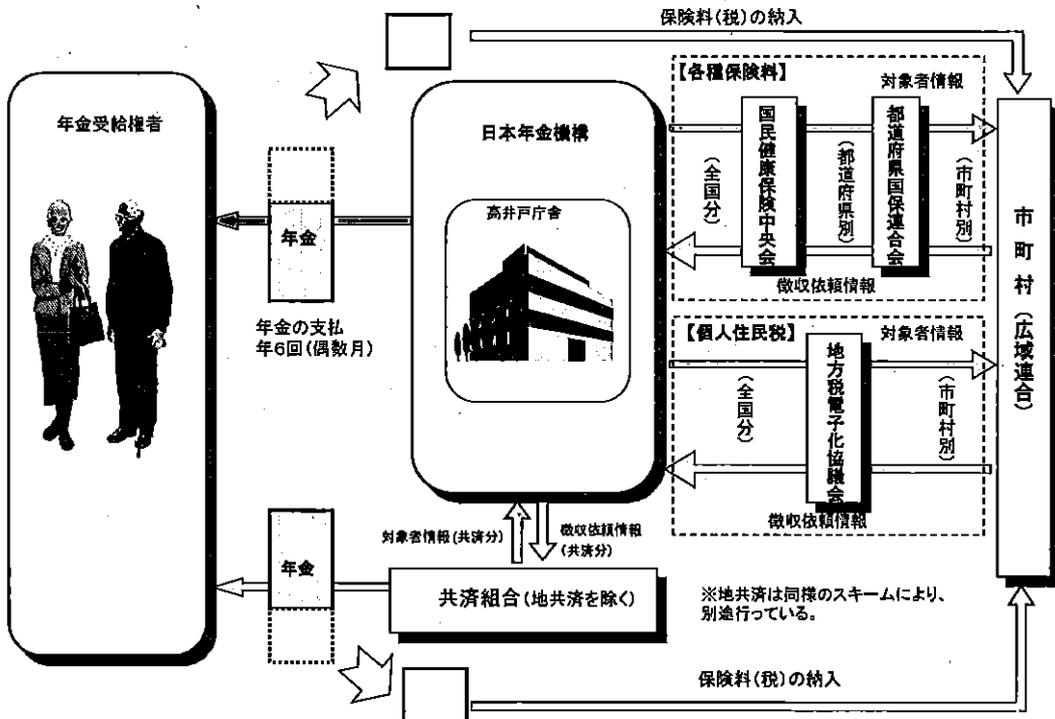
特集：介護保険料等の年金からの特別徴収について	1
1. 年金給付（相談）事務に関するお知らせ	12
○【指示・依頼】年金機能強化法の公布に伴う脱退手当金の相談 及び請求に関する対応	13
○【情報提供】年金機能強化法の公布に伴う留意事項（Q&A）	23
○【指示・依頼】「老齢年金繰下げ請求にかかる留意点」、「老齢年金 繰下げ意思確認書」の様式変更及び取扱いの変更	26
○【情報提供】年金給付に関する電子帳票ファイルの更新	33
○【情報提供】成年後見人等への送付先変更・管理口座への変更 についての「Q&A」機構ホームページ掲載	42
○【情報提供】平成23年財政改正の概要と帳票の様式変更等および 復興財源確保法の概要	54
2. 障害年金給付事務に関する大切なお知らせ（その9）	64
○【指示・依頼】特別児童扶養手当の診断書添付による 障害認定（診断書等の取扱い）	70
3. 「市制施行」「金融機関の合併・店舗名称変更」	71
○【情報提供】「埼玉県白岡市」の市制施行に伴う住所表示等の変更	72
○【情報提供】金融機関の合併及び店舗名称変更 （平成24年10月15日支払分から変更）	76
○【情報提供】金融機関の店舗名称変更 （平成24年10月15日支払分から変更）	83
○【情報提供】金融機関の店舗名称変更 （平成24年11月15日支払分から変更）	85

介護保険料等各種保険料（税）の 年金からの特別徴収について

【業務管理部 業務調整グループ】

現在、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険及び住民税（以下「介護保険等」という。）各種保険料（税）の年金からの特別徴収は、各市町村からの依頼に基づき実施しています。ここでは大まかな年間処理スケジュールや基本的な照会画面についての情報を掲載いたしますので、各市町村及びお客様からの照会時の参考として下さい。

保険料（税）の特別徴収の基本的な事務処理の流れ図



1. 年次処理

(1) 対象者抽出（4月下旬～5月上旬）

毎年、4月に日本年金機構にて特別徴収対象者を抽出し、経由機関（住民税以外：国民健康保険中央会・国民健康保険連合会、住民税：地方税電子化協議会）を通じて各市町村へデータを回付します。送り先の市町村は5月随時支払処理終了時の年金原簿上住所の市町村となります。ただし、住所地特例該当者（※）は対象の市町村へデータを回付します。

※ 介護保険施設等に入所することで住所変更したと認められる被保険者

○対象者抽出条件

- ・ 65歳以上で4月定期支払時に特別徴収の対象となる年金の支払いがあること。
（国民健康保険は65歳以上75歳未満の方）
- ・ 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上あること。
- ・ 年金の支払に対して担保設定がされていないこと。

国家公務員共済組合連合会（以下「国共済」という。）及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「私学共済」という。）でも同様に対象者を抽出しますが、機構で抽出した対象者情報と突合し、特別徴収の優先順位の高い年金を抽出した上で各市町村へ回付します。回付にあたっては機構を経由して行います。（特別徴収の優先順位表参照）

(2) 対象者特定・徴収依頼情報回付（5月下旬～7月中旬）

対象者情報の回付を受けた市町村は、その対象者毎に特別徴収の「対象者」とするか「非対象者」とするかを審査します。「対象者」とする場合は「特別徴収する金額」も併せて、その審査結果を徴収依頼情報として経由機関を経由して機構へ回付します。

(3) 特別徴収開始・保険料納入

経由機関から回付された徴収依頼情報に基づき、10月定期支払から翌年8月定期支払の一年間、年金から保険料（税）の特別徴収を行います。特別徴収した各種保険料（税）は定期支払月の翌月10日までに市町村に納入します。

国共済及び私学共済にて支払う年金が特別徴収対象となった場合は徴収依頼情報を各共済組合に展開し、各共済組合にて特別徴収処理を行います。

(4) 地方公務員共済組合連合会について

地方公務員共済組合連合会においては国共済及び私学共済の様に機構を経由せず、独自で特別徴収の一連の事務を行っております。その際に機構より対象者情報を提供し、地方公務員共済組合連合会において特別徴収の優先順位の判断を行っております。

特別徴収の優先順位表

年金保険者	年金種別	制度	年金コード	内容	優先順位
厚生労働省 (日本年金機構)	老齢	新法	115X	老齢基礎年金	1
			012X	国民年金老齢年金(法26, 27条)	2
		旧国年	022X	国民年金老齢年金(法78条)	3
			032X	国民年金老齢年金(旧令共済)	4
			042X	国民年金老齢年金(5年年金)	5
			052X	国民年金通算老齢年金	6
		旧厚年	013X	厚生年金保険老齢年金	7
			023X	厚生年金保険通算老齢年金	8
			083X	厚生年金保険特別老齢年金	9
		旧船保	014X	船員保険老齢年金	10
			024X	船員保険通算老齢年金	11
			064X	船員保険養老年金	12
			084X	船員保険特別老齢年金	13
		旧共済	016X	退職年金・旧船員保険法老齢年金(三共済)	14
			016X	減額退職年金(三共済)	15
			026X	通算退職年金・旧船員保険法通算老齢年金(三共済)	16
	障害	新法	135X	障害基礎年金	17
			265X	障害基礎年金(障害福祉年金裁定替え分)	18
		新短	535X	障害基礎年金	19
			635X	障害基礎年金(20歳前)	20
		新法	135X	障害厚生年金	21
			335X	職務上障害年金	22
		旧短	062X	旧法短期障害年金	23
		旧厚年	033X	障害年金	24
		旧船保	034X	障害年金	25
		新共済	137X	障害共済年金(三共済)	26
		旧共済	036X	障害年金(三共済)	27
		遺族	新法	145X	遺族基礎年金
	645X			遺族基礎年金	29
	新法		145X	遺族厚生年金	30
			345X	職務上遺族年金	31
	旧厚年		043X	遺族年金	32
			053X	寡婦年金	33
	旧船保		093X	通算遺族年金	34
			044X	遺族年金	35
	新共済		147X	遺族共済年金(三共済)	36
	旧共済		046X	遺族年金・旧船員保険法通算遺族年金(三共済)	37
	旧共済	096X	通算遺族年金・旧船員保険法通算遺族年金(三共済)	38	
国共済	退職	旧共済	016X	退職年金	39
			016X	減額退職年金	40
			026X	通算退職年金	41
	障害	新共済	137X	障害共済年金	42
			036X	障害年金	43
	遺族	新共済	147X	遺族共済年金	44
046X			遺族年金	45	
旧共済	096X	通算遺族年金	46		
農林共済	退職	旧共済	016X	退職年金	47
			016X	減額退職年金	48
			026X	通算退職年金	49
	障害	新共済	137X	障害共済年金	50
			036X	障害年金	51
	遺族	新共済	147X	遺族共済年金	52
046X			遺族年金	53	
旧共済	096X	通算遺族年金	54		
私学共済	退職	旧共済	016X	退職年金	55
			016X	減額退職年金	56
			026X	通算退職年金	57
	障害	新共済	137X	障害共済年金	58
			036X	障害年金	59
	遺族	新共済	147X	遺族共済年金	60
046X			遺族年金	61	
旧共済	096X	通算遺族年金	62		
地共済	退職	旧共済	016X	退職年金	63
			016X	減額退職年金	64
			026X	通算退職年金	65
	障害	新共済	137X	障害共済年金	66
			036X	障害年金	67
	遺族	新共済	147X	遺族共済年金	68
046X			遺族年金	69	
旧共済	096X	通算遺族年金	70		

2. 月次対象者抽出処理

年の途中で新たに特別徴収対象となる年金の裁定が行われた方、市町村が変更となる住所変更が行われた方及び75歳になられた方につきましては2か月に1回対象者抽出処理を行い、各市町村へデータを回付します。

(75歳になられた方の抽出は後期高齢者医療保険のみ。)

なお、住民税については介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療保険とは異なり、月次の追加抽出はありません。

対象者データの回付を受けた市町村は年次処理と同様に特別徴収を行うかの判断の上、その結果を機構へ回答することで、年の途中から特別徴収の開始が行なわれます。

対象者情報の抽出から特別徴収の開始時期に関しては以下の表のとおりです。

抽出時期	市町村への通知	年金保険者への依頼	特別徴収開始時期
6月	8月10日まで	10月20日まで (2月20日まで)	12月 (4月)
8月	10月10日まで	12月20日まで (2月20日まで)	2月 (4月)
10月	12月10日まで	2月20日まで	4月
12月	2月10日まで	4月20日まで	6月
2月	4月10日まで	6月20日まで	8月

6月及び8月抽出者は、市町村の判断で開始時期の選択が可能です。開始時期を4月とする場合は括弧内のスケジュールとなりますが同一時期の通知に係る介護保険料・国民健康保険料又は介護保険料・後期高齢者医療保険料の特別徴収開始時期は同時期にする必要があります。

例) 8月抽出で介護保険料・国民健康保険料の対象者情報が抽出された場合

2月で介護保険料特別徴収開始、4月で国民健康保険料特別徴収開始はできません。

2月か4月のどちらかに合わせて同じタイミングで依頼する必要があります。

3. 特別徴収原簿照会画面

年金から特別徴収を行っている方や特別徴収の対象者として市町村へ情報を回付している方につきましては、窓口装置の特別徴収原簿照会画面より状況を確認することができます。ここでは、画面中央の原因コードについて、主なコードの内容を示します。

<画面表示例> (制度：共通 届出コード：020 大区分：6 小区分：30)

共通	特別徴収原簿記録回答票	画面9	
選択	届書コード 020 大区分 6 小区分 30 操作番号 9	999/999	
フリガナ	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	基礎年金番号:9999-999999 年金コード:9999 X	
氏名	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	生年月日:X99.99.99	
仮徴収	:ZZZ,ZZ9	10定期徴収:ZZZ,ZZ9 12.2定期徴収:ZZZ,ZZ9 年金額:ZZZ,ZZZ,ZZ9	
郵便番号	:999-9999	住所特例:9 XX9 特別徴収開始:X99.99.99 XX X99.99.99	
住所	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	後:99 国:99	
	**** 介護 ****		
項番	処理日	改定日	原因
Z9	X99.99.99	X99.99.99	XX-XX XXXX ZZZ,ZZ9 ZZZ,ZZ9 ZZZ,ZZZ,ZZ9 XX X
			XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX X99.99.99 X XXXXX
			XXX-XXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
			XX
Z9	X99.99.99	X99.99.99	XX-XX XXXX ZZZ,ZZ9 ZZZ,ZZ9 ZZZ,ZZZ,ZZ9 X
Z9	X99.99.99	X99.99.99	XX-XX XXXX
Z9	X99.99.99	X99.99.99	XX-XX XXXX
Z9	X99.99		XX-XX XXXX

原因コードの表示内容で、お客様の特別徴収状況を確認することが可能です。

(1) 特別徴収対象者情報

原因コード	内 容	
00-01	特別徴収対象者（新規者）	機構→市町村 特別徴収対象者情報を市町村へ提供したもの。
00-02	特別徴収対象者（継続者）	
01-01	特別徴収依頼通知（対象者）	市町村が特別徴収対象者情報を受けて、特別徴収の依頼を行ったもの。もしくは特別徴収を行わないとしたもの。
01-02	特別徴収依頼通知（住所地特例）	
01-03	特別徴収依頼通知（非対象者）	
01-09	特別徴収依頼通知（未回答）	特別徴収対象者情報を市町村へ提供したが、回答が無かったもの。

原因コード	内 容		
30-01	特別徴収追加対象者情報（新規者）	機構→市町村	新規裁定・住所変更で新たな特別徴収対象者として市町村へ情報を提供しているもの。
30-02	特別徴収追加対象者情報（住所変更者）		
31-01	特別徴収追加依頼情報（対象者）	市町村→機構	市町村が特別徴収追加対象者情報を受けて、特別徴収の依頼を行ったもの。もしくは特別徴収を行わないとしたもの。
31-02	特別徴収追加依頼情報（住所地特例）		
31-03	特別徴収追加依頼情報（非対象者）		
31-09	特別徴収追加依頼情報（未回答）	-	特別徴収追加対象者情報を市町村へ提供したが、回答が無かったもの等。※

特別徴収対象者情報（原因コード00-01・30-01等）は市町村からの依頼情報が回付されると一定期間後に原簿照会画面から消去されます。

※ 原因コード31-09に関しては、未回答のほか再裁定のために依頼通知を収録出来なかった場合にも表示されます。

（２）特別徴収結果情報

原因コード	内 容		
22-01	特別徴収結果通知（失権）	機構→市町村	原簿失権・取消により特別徴収不可となったもの。
22-02	特別徴収結果通知（差止）		年金差止により特別徴収不可となったもの。
22-03	特別徴収結果通知（支払額不足）		支払額不足により特別徴収不可となったもの。 （支払保留・担保設定を含む。）

（３）特別徴収異動通知情報

原因コード	内 容		
41-01	資格喪失等通知（死亡）	市町村→機構	それぞれの理由により市町村から特別徴収の中止を申し出てきたもの。
41-02	資格喪失等通知（転出）		
41-03	資格喪失等通知（特別事情）		
41-04	資格喪失等通知（適用除外）		
61-00	仮徴収額変更通知		特別徴収する金額を変更するもの
81-01	住所地特例通知（該当）		住所地特例該当者となったもの、及び住所地特例該当者でなくなったもの。
81-02	住所地特例通知（該当解除）		

資格喪失等通知のうち、死亡による中止依頼（原因コード41-01）が市町村より回付されてきた場合、受給権者原簿に対しても支払保留2（死亡の疑い：作成元「ES」）が設定されます。市町村より誤って死亡による中止依頼を回付したと連絡があった場合、対応は業務管理部業務調整Gにて行いますので市町村担当者には業務管理部業務調整Gをご案内下さい。（市町村より顔末書を受領の上で支払G宛に保留解除の処理依頼を行います）

また、仮徴収額変更通知は6月・8月支払分に係る徴収保険料のみ可能となります。
（住民税は除きます）

4. よくある質問

Q 1. 年金から介護保険等各種保険料（税）を特別徴収するのはどうしてですか。

A 1. 高齢者のほとんどの方が何らかの公的年金を受給していますので、年金から介護保険等各種保険料（税）を特別徴収することにより、年金受給者の方々が個別に各種保険料（税）を金融機関に納めに行かなくても済みます。

また、市町村は住民の方々に個別の納付勧奨などを行なわなくても各種保険料（税）を収納することができます。

こうしたことから、年金受給者の方々や市町村の負担を軽減できる仕組みとして年金からの特別徴収が行なわれております。

※ 保険料（税）の徴収方法として特別徴収によることを規定している条文

- ・介護保険法 第131条
- ・国民健康保険法 第76条の3
- ・高齢者の医療の確保に関する法律 第107条
- ・地方税法 第319条

Q 2. 年金から介護保険等各種保険料（税）を特別徴収されるのはどのような人ですか。

A 2. 介護保険等各種保険料（税）を年金から特別徴収する場合、年金の種類や年金額によって一定の制限があります。なお、年金から介護保険等各種保険料（税）が特別徴収される方には、市町村から各種保険料（税）を年金から特別徴収する旨のお知らせを行なうこととなっております。

・介護保険料

65歳以上の方のうち、老齢もしくは退職（※1）、障害または死亡を支給事由とする年金を受給している方であって、年間の支給額が18万円以上の方。

・国民健康保険料（税）（※2）

65歳以上75歳未満の方のうち、老齢もしくは退職（※1）、障害または死亡を支給事由とする年金を受給している方であって、年間の支給額が18万円以上の方。

・後期高齢者医療保険料（※2）

75歳以上の方もしくは65歳以上75歳未満で後期高齢者医療保険制度に該当する方のうち、老齢もしくは退職（※1）、障害または死亡を支給事由とする年金を受給している方であって、年間の支給額が18万円以上の方。

・住民税 (※2)

65歳以上の方のうち、老齢もしくは退職(※1)を支給事由とする年金を受給している方であって、年間の支給額が18万円以上の方。

(※1) 老齢基礎年金もしくは旧法制度による老齢年金・退職年金を指します。

また、老齢厚生年金は特別徴収の対象とはなりません。

(※2) 介護保険料が特別徴収されていることが前提条件となります。

Q3. 年金から特別徴収される介護保険等各種保険料(税)の金額はどのようにして決まるのですか。

A3. 年金から特別徴収される介護保険等各種保険料(税)の金額はお住まいの市町村が決定します。(例えば、介護保険料の場合、厚生労働省が定めた基準額に基づき、市町村が行う介護サービスの水準に応じて定めることとされています。)

詳しくはお住まいの市町村の各担当窓口にお問い合わせください。

Q4. 年金は年額18万円を超えているにも関わらず、市町村に対象者情報が回付されない方がいますがどうしてですか。

A4. 以下の理由が考えられます。

○ 特別徴収対象となる年金の支給額が年額18万円未満の方

老齢基礎・老齢厚生年金を受給されている方で老齢基礎・老齢厚生年金の合計額は年額18万円を超えているが、老齢基礎年金だけは年額が18万円未満の場合は特別徴収の対象者とはなりません。

これは特別徴収の対象となっている年金が老齢基礎年金であり、老齢厚生年金は特別徴収対象外のためです。(Q2の※1参照)

○ 年金受給権を担保にして貸付を利用されている方(担保設定者)

特別徴収対象年金の年額が18万円を超えていたとしても、福祉医療機構等で年金受給権を担保にして貸付を受けていた場合、特別徴収対象から除外されます。

○ 年金原簿の住所が住民票上の住所と相違している方

市町村への対象者情報提供の際には年金原簿の住所を基に判定を行います。そのため、通知受取等の都合で親戚等の住所や居所住所を設定される場合、正しい市町村に対象者情報が提供されず、結果として特別徴収を行なう事ができません。

特別徴収中のお客様から住所変更届を受領した際に、住民票上の市町村と異なる市町村へ変更を行う場合には、お客様に特別徴収が中止となる旨をご説明ください。

○ 4月定期支払時点で特別徴収対象となる年金の支払がない方

3月生まれの方によくあるケースですが、3月生まれの方に65歳からの老齢基礎年金が支払われる場合は6月定期支払からとなるため、年次処理では対象者情報が回付されません。3月生まれの方は月次対象者抽出処理にて6月に抽出され、特別徴収の開始は12月定期支払もしくは翌年4月定期支払からとなります。

それ以外では過払い調整等の理由で4月定期支払処理にて特別徴収対象年金の支払額がマイナスとなってしまった場合も年金の支払が無いとみなされ、対象者情報の回付が行われません。また、この場合は月次対象者抽出処理でも抽出することができないため、住所変更等の場合を除いて特別徴収の再開は少なくとも来年の10月定期支払処理まで行われません。

Q 5. 市町村側が特別徴収の中止依頼を提出しましたが、特別徴収が中止されていません、どうしてですか。

A 5. 特別徴収の中止にあたっては各制度（介護・国保・後期・住民税）毎に提出して頂く必要があります。一つの制度だけ提出しても他の制度には連動しませんので、特別徴収を止めたい制度には確実に中止依頼を提出していただく必要があります。

また、特別徴収を中止する場合、市町村は年金支払月の2か月前の月の10日までに依頼を提出して頂く必要があります。

例) 平成24年8月定期支払に係る特別徴収を中止したい場合。

→平成24年6月10日までに特別徴収中止依頼を経由機関に提出。

Q 6. 今まで特別徴収されていたのに、特別徴収が止まってしまった方がいますと市町村より照会がありました。どうしてですか。

A 6. 以下の理由が考えられます。

- 年金受給権を担保にして貸付を利用し始めた方（担保設定者）
- 裁定取消等により現在支給中の原簿を取消した方
- 他年金選択・現況届未提出等の理由により全額支給停止状態となったため、定期支払が行われなかった方

○ 減額改定により特別徴収不可となった方

特別徴収は各定期支払で市町村が設定した保険料額を天引きするものですが、優先順位としては（介護保険料＞国民健康保険料・後期高齢者医療保険料＞住民税）となります。そのため、以下のような事象が起こる可能性があります。

例) 減額改定により各期支払が12万円→9万円

介護保険料：3万円

後期高齢者医療保険料：2万円

住民税：5万円

この場合、減額改定前であれば全て徴収可能ですが、減額改定後となると介護保険料と後期高齢者医療保険料を引くと残り4万円となり、住民税の金額を下回るために特別徴収が止まります。ただし、介護保険料と後期高齢者医療保険料の特別徴収は継続されます。

○ 資格喪失等通知が市町村より提出されている方。

中止理由にある特別事情及び適用除外については、その情報を送付してきた市町村しか理由は分かりません。また、死亡による中止依頼の場合は年金原簿に支払保留2が設定されるため、これにより定期支払が保留されると資格喪失等通知を提出していない制度の特別徴収も結果として中止となります。

Q 7. 市町村側が処理を誤って中止する必要がない方の特別徴収を中止してしまいましたが、特別徴収をすぐに再開することはできますか。

A 7. すぐに再開することはできません。特別徴収が中止されると当該処理サイクルの期間（10月定期支払～翌年8月定期支払）は再開できません。

Q 8. 市町村側が特別徴収依頼通知（01-01・31-01等）をスケジュール通り送ったが特別徴収が開始されませんでした、どうしてですか。

A 8. 以下の理由が考えられます。

○ 対象者情報を市町村に回付後、特別徴収対象年金が全額停止となった方。

この事象には年金差止・担保設定も含まれます。

○ 特別徴収依頼通知の収録処理時に再裁定中である方。

○ 他の市町村で特別徴収を継続中である方。

住所変更により月次対象者抽出処理の対象となった方に見受けられるケースです。

これは、変更前住所の市町村より転出による資格喪失等通知が提出されていないために起きる事象です。

変更後住所の市町村より追加依頼情報（31-01）が回付されてきても、変更前住所の市町村にて特別徴収が継続中とみなされ、追加依頼情報が収録出来ないために特別徴収を行うことができません。

Q 9. 市町村側が住所地特例該当通知を提出したにも関わらず年次処理にて対象者情報が回付されてこないとの照会がありました、どうしてですか。

A 9. 住所地特例該当通知を年次処理に間に合わせるには、市町村より当該通知を3月10日までに経由機関に提出する必要があります。それを過ぎると通常通りの年次処理にて年金原簿上の市町村へ対象者情報を提供する事となります。

住所地特例該当通知が遅れて提出されたとしても、年次処理の対象者抽出に間に合わなければ住所地特例該当市町村にて特別徴収が行なわれる事はありません。

また、住所地特例該当通知を受け入れるには特別徴収中であることが条件であり、特別徴収が中止となっていると住所地特例扱いにできません。

1. 年金給付（相談）事務に関するお知らせ

○【指示・依頼】

年金機能強化法の公布に伴う脱退手当金の相談及び請求に関する対応

（平成 24 年 8 月 27 日 給付指 2012-189 年相指 2012-76）

「公的年金制度の財政基盤及び最低保証機能の強化等のための国民年金法の一部を改正する法律（「年金機能強化法」）」が平成 24 年 8 月 22 日に公布されたことに伴い、お客様から「脱退手当金」の相談や請求があった場合の対応について、お知らせしたものです。

○【情報提供】年金機能強化法の公布に伴う留意事項

（平成 24 年 8 月 28 日 事企情 2012-49）

年金機能強化法が公布されたに伴い、年金事務所等から多く寄せられた問い合わせ事項についての「Q & A」をお示ししたものです。

○【指示・依頼】

「老齢年金支給繰下げ請求にかかる留意点」、「老齢年金繰下げ意思確認書」の様式変更及び取扱いの変更

（平成 24 年 8 月 29 日 給付指 2012-190 品管指 2012-117）

これまでお示ししていた「老齢年金の繰下げ意思確認」に関する取扱い（平成 23 年 3 月 31 日 品管指 2011-45）について、年金事務所等から寄せられたご意見を踏まえ様式等の変更を行ったことについて、お知らせしたものです。

○【情報提供】年金給付に関する電子帳票ファイルの更新

（平成 24 年 9 月 21 日 給付情 2012-131）

○【情報提供】成年後見人等への送付先変更・管理口座への変更についての機構

ホームページ掲載 （平成 24 年 9 月 26 日 給付情 2012-135）

○【情報提供】平成 23 年度税制改正の概要と帳票の様式変更等および復興財源確保法の概要

（平成 24 年 10 月 18 日 給付情 2012-150）

文書区分		
重要度高	要報告	緊急
○		

平成24年8月27日
 給付指 2012-189
 年相指 2012-76

年金機能強化法の公布に伴う脱退手当金の相談及び請求にかかる対応(指示・依頼)

宛先	本部		ブロック本部		事務センター					年金事務所							
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚年)	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室
		○		◎					◎								◎

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	✓	✓		

本部関係部
 事業企画部、記録問題対策部

目的・趣旨
 「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」(以下「年金機能強化法」という。)が平成24年8月22日に公布されたことに伴い、お客様から脱退手当金の相談や請求があった場合の対応についてお願いするものです。

ポイント(内容)

- 今通常国会において「年金機能強化法」が成立し、平成24年8月22日に公布されました。
- これに伴い「国民年金任意加入者の保険料未納期間(60歳以上の期間を除く。)」の合算対象期間への算入」または「受給資格期間の短縮」により年金の支給要件を満たす可能性があるお客様から脱退手当金の相談や請求があった場合には、次のとおり対応するようお願いします。
 - ① 別添1「年金の「カラ期間」の取扱いを変更する法律が公布されました。」及び別添2「受給資格期間を短縮する法律が公布されました。」により今回の改正内容をよく説明してください。
 - ② そのうえで、脱退手当金を請求するかどうかは、ご自身でよく判断していただきたいことを説明してください。
 - ③ 老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていないお客様との相談においては、事後、トラブルとならないよう、別添3「年金受給要件に関する確認事項」により対応してください。
- なお、平成24年4月18日【給付指 2012-90】により発出した内容についても、別添2及び別添3のとおり改訂しましたので、あわせて参照してください。
- また、年金相談マニュアル来訪編の様式集のうち別添3「年金受給要件に関する確認事項」及び別添4「年金をお受けになっていない方!!このような期間はありますか?」については、おって改訂のうえお知らせする予定ですので、申し添えます。

審査担当フィッ欄 ■

<制度に関する照会>
照会先 年金給付部給付企画G
本部 担当 太田(泰)
担当 高梨、正木
連絡先
(代表) [Redacted]

<相談業務に関する照会>
照会先 年金相談部相談指導G
本部 担当 秋田谷
連絡先
(直通) [Redacted]

年金の「カラ期間※」の取扱いを変更する法律が公布されました。

どういった
内容なの？

過去に国民年金に任意加入をしたにもかかわらず、国民年金の保険料が未納となっていた期間（60歳以上の期間を除きます。）について、年金のカラ期間に算入とすることを盛り込んだ法律が公布されました。

仮に、この法律が予定通り施行されると、施行日以降、過去に国民年金に任意加入をしたにもかかわらず、国民年金の保険料が未納となっていた期間についても、「年金を受け取るために必要な期間（原則25年）」に含めることができるようになります。

- ※「カラ期間」：正式には「合算対象期間」といい、
- ①サラリーマンの配偶者であった期間のうち、昭和61年3月までの国民年金に加入していなかった期間
 - ②海外に在住していた期間（日本国籍を有する方が対象）
 - ③学生であった期間のうち、平成3年3月までの間で国民年金に任意加入していなかった期間
- などがあります。（上記①～③は、20歳以上60歳未満であった期間が対象。）
これらの期間があれば、「年金を受け取るために必要な期間」に加算されます。
（ただし、年金額には反映されません。）
- *「カラ」期間は、他にもありますので、詳しくは、年金事務所または街角の年金相談センターへお問い合わせください。

いつから始
まるの？

施行時期については、現時点では、具体的な日付は確定していませんが、遅くとも平成26年8月までには施行されることとなります。

もっと詳しく
知りたい！

詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。
(<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/new/hourei/new.html>)（「年金局」をクリックして下さい。）

～公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律～

受給資格期間を短縮する法律が公布されました。

どういった
内容なの？

納付した保険料に応じた給付を行い、将来無年金となる方を少なくするため、老齢基礎年金の受給資格期間を、現在の25年から10年に短縮する法律が、平成24年8月、公布されました。

この法律が予定通り施行されると、受給資格期間が10年以上あれば、法律の施行日以降、年金を受け取ることが可能となります。

いつから始
まるの？

税制抜本改革（消費税の引上げ等）の施行時期にあわせて平成27年10月に施行される予定となっています。

もっと詳しく
知りたい！

詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/>)

～「公的年金制度の財政基盤及び最低保証機能の強化等のための国民年金法の一部を改正する法律」が公布されました～

7. 外国籍の方、または外国籍を持っていた方で、日本国籍の取得または永住許可を受けていますか。
 ある ない 「ある」の方は、その期間（S・H 年 月 日～ 年 月 日）

8. 国会議員・地方議会議員の期間はありますか。 ある ない
 「ある」の方は、（国会議員・地方議会議員： S・H 年 月 日～ 年 月 日）

9. 昭和61年3月31日までの期間で、厚生年金保険・船員保険の脱退手当金を受けたことがありますか。
 （※ただし、昭和61年4月1日以降65歳までに保険料納付済、免除期間を有していること。）
 ある ない

10. 共済組合の退職一時金（昭和55年4月以前）を受けたことがありますか。 ある ない
 「ある」の方は、（共済組合名： _____）

11. 昭和36年4月1日から平成3年3月31日までの間、学生であって20歳以上60歳未満の期間はありますか。
 ある ない

12. 次の項目に該当するものはありますか。
 ・旧令共済組合員の期間はありますか。 ある ない
 ・小笠原諸島や奄美大島に住んでいたことがありますか。 ある ない
 ・中国残留邦人に該当しますか。 する しない

13. 被用者年金制度の遺族給付の受給者だったことはありますか。 ある ない

14. 昭和61年4月1日以降の被用者年金制度の被保険者（加入者）の被扶養配偶者（または一定の年収未満の者）であった20歳～59歳の期間のうち、国民年金第3号被保険者期間として保険料納付済期間に算入されていない期間はありますか。
 ある ない 「ある」の方は、その期間（S・H 年 月 日～ 年 月 日）

15. 国民年金に任意加入したことはありますか。（60歳以上の期間を除きます。） ある ない

<年金の受給資格を満たさない方について>

受給資格期間を10年に短縮する法律が国会で成立したことについて説明を受けましたか。
 はい いいえ

<あなたの配偶者及び配偶者であった方について>

昭和36年4月から昭和61年3月までの間で、あなたの配偶者及び配偶者であった方は、次の要件に該当しますか。

1. 被用者年金制度の加入者

ア. 厚生年金保険	イ. 船員保険
ウ. 各共済組合：	国家公務員共済組合・地方公務員共済組合・私立学校教職員共済組合・JR<国鉄> N T T<電電公社>・J T<専売公社>・農林漁業団体職員組合
・該当しない	

2. 被用者年金制度の老齢又は障害給付の受給者 はい いいえ

3. 国会議員・地方議会議員であった期間 はい いいえ

<被保険者期間>

国年（納付・免除）	厚年加入	船保加入	共済加入	合算対象	合計
月	月	月	月	月	月
必要加入月数	月	（ 月）	不足月数	月	（ 月）

（ ）内は期間短縮特例に該当する場合の月数を記入すること

<確認>

お客様相談室長		担当者

（相談対応者）

年金事務所 氏名 _____

年金をお受けになっていない方！！このような期間はありませんか？

老齢基礎年金を受けるためには、原則として、保険料を納付した期間と免除された期間を合算して25年の年金加入期間が必要です。しかしながら、これまでの年金制度の変遷の中で国民年金に任意加入しなかったり、国民年金の被保険者の対象となっていなかった、ことなどにより25年を満たせない場合があります。

(注) 生年月日により、25年の年金加入期間がなくても受給できることがあります。

そこで、このような方も年金を受給できるよう、年金額には反映されませんが受給資格期間としてみなすことができる期間があり、この期間を「**合算対象期間**」といいます。保険料を納付した期間と免除された期間に合算対象期間を加えた期間が25年以上あれば老齢基礎年金の受給要件を満たすことになります。

主な合算対象期間は次の期間です。※は20歳以上60歳未満の期間に限ります。

昭和61年4月1日以後の期間

- 1. 日本人であって海外に居住していた期間のうち国民年金に任意加入しなかった期間*
- 2. 平成3年3月までの学生(夜間制、通信制を除く)であって国民年金に任意加入しなかった期間*
- 3. 第2号被保険者としての被保険者期間のうち20歳未満の期間又は60歳以上の期間
- 4. 国民年金の任意加入期間*のうち、保険料が未納であった期間

昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの期間

- 5. 厚生年金保険、船員保険及び共済組合の加入者の配偶者(夫または妻のことをいいます。また、婚姻の届出はしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。以下同じです。)で国民年金に任意加入しなかった期間*
- 6. 被用者年金制度等から支給される老齢(退職)年金受給権者とその配偶者、老齢(退職)年金の受給資格期間を満たした人とその配偶者、障害年金受給権者とその配偶者、遺族年金受給権者で国民年金に任意加入しなかった期間*
- 7. 学生(夜間制、通信制を除く)であって国民年金に任意加入しなかった期間*
- 8. 昭和36年4月以降の国会議員及びその配偶者であった期間*
- 9. 昭和37年12月以降の地方議会議員及びその配偶者であった期間*
- 10. 日本国籍を取得した方、又は永住許可を受けた方の在日期间で、昭和56年12月31日までの期間*
- 11. 日本国籍を取得した方、又は永住許可を受けた方の取得・許可前の期間で、昭和56年12月31日までの海外在住期間*
- 12. 日本人であって海外に居住していた期間*
- 13. 厚生年金保険・船員保険の脱退手当金を受けた期間(昭和61年4月から65歳に達する日の前月までの間に保険料納付済期間(免除期間を含む)がある人に限る)
- 14. 国民年金の任意脱退の承認を受けて、国民年金の被保険者にならなかった期間*
- 15. 厚生年金保険、船員保険の被保険者及び共済組合の組合員期間のうち、20歳未満の期間また又は60歳以上の期間
- 16. 共済組合が支給した退職一時金の計算の基礎となった期間のうち、保険料納付済期間とみなされなかった期間
- 17. 国民年金の任意加入期間*のうち、保険料が未納であった期間

昭和36年3月31日以前の期間

- 18. 厚生年金保険・船員保険の被保険者期間(昭和36年4月以後に公的年金加入期間がある場合に限る)
- 19. 共済組合の組合員期間(昭和36年4月以後に引き続いている場合に限る)

合算対象期間を証明するために必要な書類は、裏面の表をご覧ください。

合算対象期間を証明するために必要な書類
 ～合算対象期間については、表面をご覧ください～

項目	必要な書類
1 12	海外居住期間を証明できる次のいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> ● 戸籍の附票 ● 旅券法に規定する旅券（パスポート）の写 ● 滞在国が交付した居住証明書 ● 滞在国の日本領事館が交付した在留証明書
2 7	学生期間を証明できる書類 <ul style="list-style-type: none"> ● 在籍証明書（卒業証書は不可）
5 6	昭和61年3月以前の配偶者の被用者年金の被保険者期間を証明できる次の全ての書類 <ul style="list-style-type: none"> ● 配偶者の基礎年金番号がわかるもの（年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書等） ● 婚姻期間を確認できる戸籍謄本 ● その共済組合が発行する「年金加入期間確認通知書」（共済組合の期間に該当する場合のみ）
8	国会議員の期間を証明できる書類 <ul style="list-style-type: none"> ● 配偶者であった場合は婚姻期間を確認できる戸籍謄本
9	地方議会議員の期間を証明できる書類 <ul style="list-style-type: none"> ● 配偶者であった場合は婚姻期間を確認できる戸籍謄本
10 11	日本国籍を取得した方 <ul style="list-style-type: none"> ● 戸籍謄本若しくは抄本または戸籍記載事項証明書 永住許可を受けたことが確認できる次のいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> ● 住民票の写 ● 旅券法に規定する旅券（パスポート）の写 ● 「在留カード」または「特別永住者証明書」等
15 16 19	共済組合の期間に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ● その共済組合が発行する「共済期間確認通知書」

次の期間は申請により「保険料納付済期間」または「保険料免除期間」となります

① 昭和61年4月1日以降の被用者年金制度の被保険者（加入者）の被扶養配偶者（または一定の年収未満の者）であった20歳～59歳の期間のうち、国民年金第3号被保険者期間として保険料納付済期間に算入されていない期間がある場合は、届出により**国民年金の保険料納付済期間**となります。【3号特例届出】

② 昭和36年4月1日から昭和45年3月31日までの間のうち沖縄に住所を有していた期間は、被用者年金制度の加入期間を除いて、**国民年金の保険料免除期間**とみなします。【沖縄の特例】

※この他、厚生年金保険についても沖縄特例の取扱いがあります。

③ 明治44年4月2日以降に生まれた中国残留邦人が永住帰国し、その日から引き続き1年以上本邦に住所を有している場合、帰国前の期間を**国民年金の保険料免除期間**とみなします。なお、保険料免除とみなされた期間は、永住帰国した日から6年を経過した日の属する月の末日までの間に追納し、保険料納付済期間とすることができます。

【中国残留邦人に対する特例】

文書区分		
重要度高	要報告	緊急
○		

年金機能強化法の公布に伴う留意事項（情報提供）

宛先	本部		ブロック本部		事務センター						年金事務所						情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保			
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚年)	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課						相談室		
	○			○	○	○	○	○				○			○					✓	✓			

本部関係部

事業企画部、記録問題対策部、年金相談部、年金給付部

目的・趣旨

「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（以下「年金機能強化法」という。）が平成24年8月22日に公布されたことに伴い、お客様からの相談等に係る留意事項についてお知らせするものです。

ポイント（内容）

- 年金機能強化法の公布及びその概要については、平成24年8月23日【事企情 2012-48】によりお示したところですが、施行日等に関して、年金事務所等から多くの問合せをいただいている事項について、Q&Aを別添のとおり取りまとめましたので、参考としてください。
- また、年金機能強化法による「国民年金任意加入者の未納期間の合算対象期間への算入」または「受給資格期間の短縮」により年金の支給要件を満たす可能性のあるお客様からの相談等の対応については、下記の指示依頼等によりお示ししていますので、参照のうえ、相談のやりとりの事跡を残すなど十分な対応を行っていただくようお願いします。

①平成24年8月28日【国年情 2012-131】

「後納制度に関するQ&Aの回答（追加2）（情報提供）」

②平成24年8月27日【給付指 2012-189】【年相指 2012-76】

「年金機能強化法の公布に伴う脱退手当金の相談及び請求にかかる対応（指示・依頼）」

③平成24年8月28日【国年情 2012-132】【厚年情 2012-153】

「年金機能強化法の改正内容に関するお客様からの相談等の対応（情報提供）」

【照会先】

本部事業企画部事業企画G
担当：中村(真)、岩井、田中

【連絡先】

03-5344-1100

施行日等に関するQ&A

(1) 「遺族基礎年金の男女差解消」は平成26年4月（消費税引上げ第1段階8%）、「受給資格期間の短縮」は平成27年10月（消費税引上げ第2段階10%）にそれぞれ施行されることとなっているが、いずれの施行日も確定したものと考えてよいか。

(回答)

年金機能強化法の施行日は、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」（以下「消費税改正法」という。）の施行日と連動して規定されており、「遺族基礎年金の男女差解消」は、消費税引上げ第1段階の実施時期である平成26年4月から、「受給資格期間の短縮」は、消費税引上げ第2段階の実施時期である平成27年10月から施行される旨が規定されています。

しかしながら、消費税改正法の施行については、同法附則第18条において、「改正規定のそれぞれの施行日前に経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる」旨が規定されていることから、これにより消費税の引上げが停止された場合には、年金機能強化法の施行についても見直しが行われることとなりますので、相談の対応に当たっては十分留意して下さい。

【参考条文】

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（抜粋）

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第七条の規定並びに附則第十八条、第二十条及び第二十一条の規定 公布の日

二 第三条の規定並びに附則第十五条及び第十六条の規定 平成二十七年十月二日

(消費税率の引上げに当たっての措置)

第十八条

(略)

3 この法律の公布後、消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第二条及び第三条に規定する消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前二項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。

(2) 以下の改正事項については、「公布の日から2年の範囲内で政令で定める日」に施行されることとなっているが、具体的にはいつ頃を想定しているのか。

- ・産休期間中の保険料免除
- ・繰下げ支給の取扱いの見直し
- ・国民年金任意加入者の未納期間の合算対象期間への算入
- ・障害年金の額改定請求に係る待機期間の一部緩和
- ・特別支給の老齢厚生年金の支給開始に係る障害特例の取扱いの改善
- ・未支給年金の請求範囲の拡大
- ・免除期間に係る保険料の取扱いの改善
- ・保険料免除に係る遡及期間の見直し
- ・付加保険料の納付期限の延長
- ・所在不明高齢者に係る届出義務化

(回答)

具体的には、諸般の事情を勘案したうえで、政令で定められることになっていますので、現時点では、具体的な日付は確定していませんが、遅くとも公布日（平成24年8月22日）から2年を経過する平成26年8月までには施行されることになります。

(3) 年金機能強化法の施行に伴い、事務処理はどう変わるのか。

(回答)

年金機能強化法は公布されましたが、多くの部分が政令や省令で定められることとされていることから、機構の事務処理が円滑に行えるよう、これらの内容について厚生労働省年金局と調整を行いつつ、並行して事務処理内容の詰めを行っているところであり、ある程度、具体的な事務処理内容が固まった段階で逐次情報提供させていただきます。

平成24年8月29日
 給付指 2012 - 190
 品管指 2012 - 117

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

「老齢年金支給繰下げ請求にかかる注意点」、「老齢年金の繰下げ
 意思確認書」の様式変更及び取扱いの変更（指示・依頼）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所						
	各部（全）	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚生G（総務）	厚生G（厚生）	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課（総務）	適用課（厚生）	徴収課	国年課	記録課	相談室
		○		◎						◎							

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	○	○		

本部関係部
 年金相談部、支払部

目的・趣旨

平成23年3月31日【品管指2011-45】※「事務処理誤り再発防止策の徹底[その4]「老齢年金の繰下げ意思確認」(指示・依頼)により、「老齢年金支給繰下げ請求にかかる注意点」及び「老齢年金の繰下げ意思確認書」の様式をお示ししていましたが、この度、様式の見直しを行うとともに、取扱いについても変更しましたのでお知らせします。

ポイント（内容）

1. 様式（別添1）の主な変更点

- 様式をA3両面としました。
- 「老齢年金支給繰下げ請求にかかる注意点」について
 厚生年金基金又は企業年金連合会（基金等）から年金を受給されている方が、老齢厚生年金の支給繰下げ請求を希望される場合、基金等の年金も合わせて繰下げとなることから、基金等の連絡先を追記しました。
- 「老齢年金の繰下げ意思確認書」の記入方法について
 65歳からの老齢基礎年金及び老齢厚生年金の繰下げ請求に関する意思確認のため、次の①又は②のうちいずれかを選択していただく形式としました。
 - ① 65歳から支給を希望する
 - ② 年金請求書の提出時点においては請求を行わない（繰下げ待機）

※ ②の場合、70歳までに請求する必要がありますので、請求忘れを防止するためにも、「年金請求書（様式第101号）」又は「老齢基礎（厚生）年金繰下げ請求書（様式第235号）」を窓口にて渡すようにしてください。

※ 繰下げ請求とは、「請求日の属する月の翌月分から増額された年金の支給を請求すること（繰下げ待機を希望することではない）」であり、繰下げ請求の意思確認は「老齢基礎年金・老齢厚生年金 支給繰下げ申出書（様式第103-1号）」により行います。

2. 「老齢年金の繰下げ意思確認書」の提出時期

- 65歳以降に年金請求書（様式第101号）またはターンアラウンド年金請求書を提出するときに併せて、「老齢年金の繰下げ意思確認書」を提出していただくことになります。

「老齢年金の繰下げ意思確認書」の主な提出時期については、別添2、3を参照してください。

3. その他

- 「老齢年金の繰下げ意思確認書」は、法令の定めによるものではありません。内容を説明することは必要ですが、提出そのものを強制することはできません。提出を拒否された場合、担当者は①説明年月日、②説明者氏名、③拒否の経緯及び④聞き取りした繰下げ意思を「老齢年金の繰下げ意思確認書」に明記し、請求書に添付しておいてください。

- 上記の様式変更は平成24年9月1日とし、業務処理要領（マニュアル）の改正は追って行います。

審査担当の役割 ■

照会先（事務処理誤りの再発防止に関する
こと）

本部品質管理部 品質管理G
担当 矢口、上村
連絡先 （直通） [REDACTED]

照会先（様式・マニュアルに関すること）

（様式関係）
本部年金給付部 給付企画G
担当 馬場 恵三、中村
連絡先 （直通） [REDACTED]

（マニュアル関係）
本部年金給付部 給付指導G
担当 松村
連絡先 （直通） [REDACTED]

老齢年金支給繰下げ請求にかかる注意点

1 繰下げできるのは、他年金の権利が発生するまでの間です

65歳に達した日から66歳に達した日までの間に、遺族基礎年金、障害基礎年金（老齢厚生年金の繰下げの場合は、障害基礎年金を除く）もしくは厚生年金保険や共済組合など被用者年金各法による年金（老齢・退職給付を除く。昭和61年改正前の旧法による年金を含む。）を受ける権利がある場合は、繰下げ請求をすることはできません。

2 他年金の権利が発生したら、すみやかに年金の請求手続きを行ってください

66歳に達した日より後に他の年金を受ける権利ができた場合は、その年金を受ける権利ができた時点で増額率が固定されます。この場合、65歳からの本来支給の老齢基礎年金及び老齢厚生年金をさかのぼって請求するか、増額された繰下げ支給の老齢基礎年金及び老齢厚生年金の請求を選択できます。ただし、平成17年3月31日以前に他の年金を受ける権利がある場合は、老齢基礎年金の繰下げ請求はできません。

3 繰下げ請求は、老齢基礎年金の権利発生から1年以上待ちましょう

65歳に達した日以後に年金の受け取りに必要な加入期間を満たして老齢基礎年金を受ける権利ができた方で、繰下げ請求を予定している場合は、その受ける権利ができた日から1年を経過した日より後に繰下げ請求ができます。

4 老齢厚生年金と老齢基礎年金をそれぞれに繰下げ時期を選択できます

昭和17年4月2日以降生まれの方（平成19年4月1日以降に老齢厚生年金を受ける権利ができた方を含む）は、老齢厚生年金と老齢基礎年金を別々の希望月で繰下げできます。

5 加算額は、繰下げしても増額されません

加給年金額（配偶者加給年金、子の加給年金）及び振替加算額は、繰下げしても増額されません。また、繰下げ待機期間中は、加給年金部分及び振替加算部分のみを受けることはできません。

6 繰下げ請求の翌月分から年金をお支払い。繰下げ待機は最大70歳までとなります

繰下げによる年金は、請求された月の翌月からの支払いとなります。70歳到達（誕生日の前日）月を過ぎても繰下げ請求は、請求時期にかかわらず70歳到達時点の増額率となるため、70歳到達月より後に請求が行われても、それ以上に年金額が増額されることはなく、また請求月以前の年金についてもさかのぼって支払われないこととなります。必ず70歳到達月までに請求してください。

7 「繰下げによる増額請求」または「増額のない年金をさかのぼって受給」のどちらか一方を選択できます

繰下げ請求をせず、66歳以後に65歳にさかのぼって、本来支給の年金を請求することもできます。70歳到達（誕生日の前日）月より後に65歳時にさかのぼった請求が行われると、時効により年金が支払われない部分が発生します。必ず70歳到達月までに請求してください。

8 繰下げ請求は、遺族が代わって行うことはできません

繰下げ待機中に亡くなられた場合で、遺族の方からの未支給請求が可能な場合は、65歳の本来請求で年金決定されたうえで未支給年金として支払われます。

9 在職中の方は、調整後の年金が増額の対象となります

繰下げ待機中に厚生年金保険の被保険者となった場合は、65歳時の本来請求による老齢厚生年金額から在職支給停止額を差し引いた額が、繰下げによる増額の対象となります。

※基金加入者の方へ

厚生年金基金または企業年金連合会（基金等）から年金を受給されている方が、老齢厚生年金の支給の繰下げ請求を希望される場合は、基金等の年金も合わせて繰下げとなりますので、年金の支給先である基金等にご連絡をお願いします。

《企業年金連合会への問合せ 0570(02)2666 ※PHS・IP電話からは03(5777)2666》

昭和16年4月2日以降に生まれた方の増額率
 増額率=0.7%×65歳になった月から繰下げ申出月の前月までの月数
 (例) 66歳1ヶ月…9.1% 67歳6ヶ月…21.0% 70歳…42.0%

老齢年金の繰下げ意思確認書

次の該当する□に✓をつけてください。

●老齢基礎年金について、

65歳から支給を希望する。

※ 65歳以降に受給権が発生する場合は受給権発生時点

現在は請求しません。

→請求の翌月分からの支払いとなります。

I 繰下げを希望される月の月初から月末までの間に請求の手続きを行ってください。

II 70歳到達月（誕生日の前日が属する月）の月初から月末までの間に請求の手続きを行ってください。

●老齢厚生年金について、

65歳から支給を希望する。

※ 65歳以降に受給権が発生する場合は受給権発生時点

現在は請求しません。

→請求の翌月分からの支払いとなります。

I 繰下げを希望される月の月初から月末までの間に請求の手続きを行ってください。

II 70歳到達月（誕生日の前日が属する月）の月初から月末までの間に請求の手続きを行ってください。

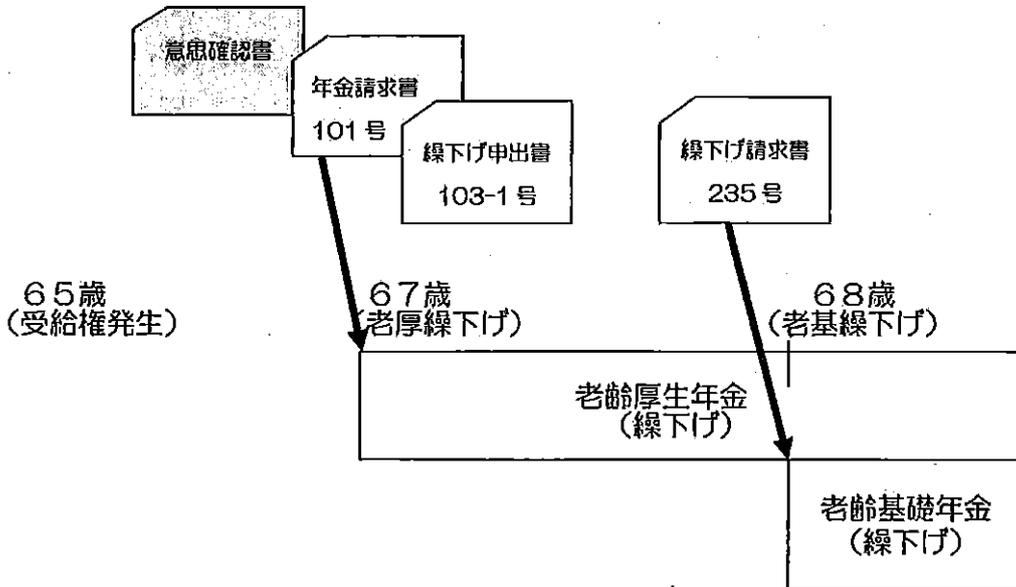
〇〇年金事務所 あて

平成 年 月 日

請求者氏名 _____

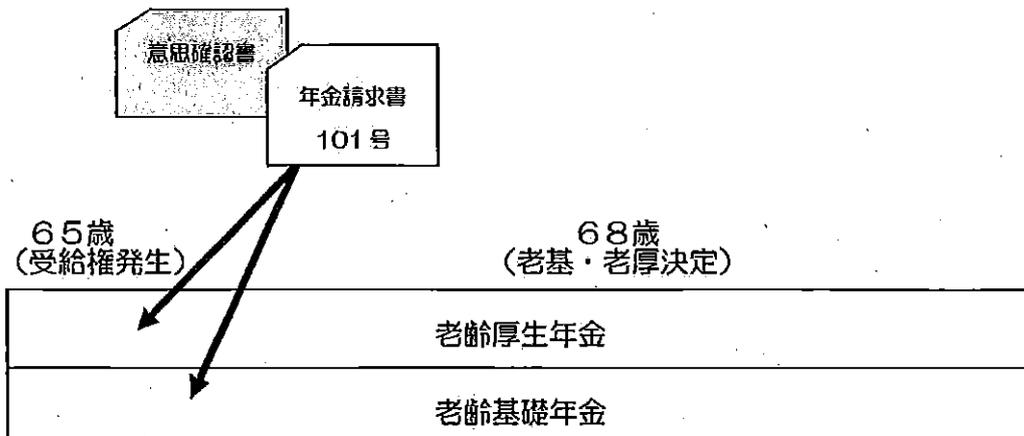
1. 特別支給の老齢厚生年金の受給権がなく、65歳に受給権発生する方

(1) 老厚・老基の繰下げ請求時期が異なる場合



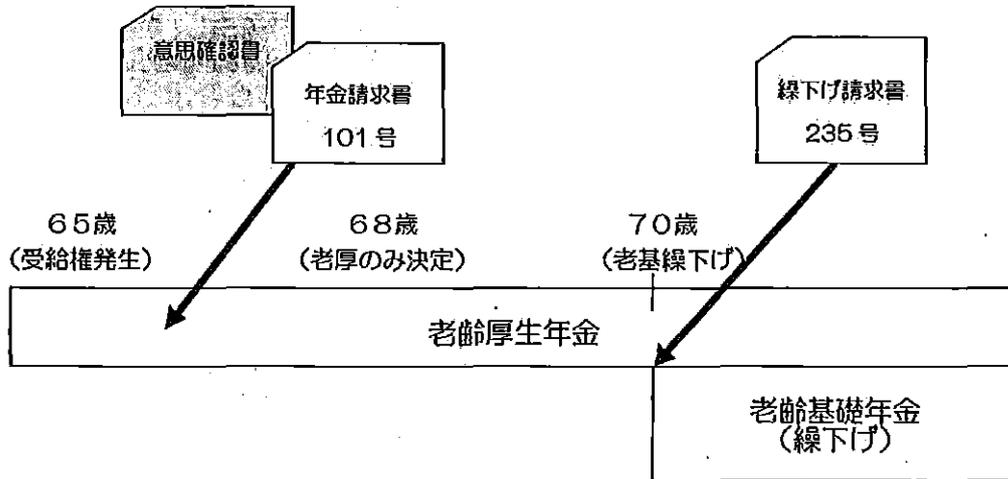
- 67歳 101号 (年金請求書)
 103-1号 (老厚のみ繰下げ請求申出)
 意思確認書 (老基は請求しない)
- 68歳 235号 (老基のみ繰下げ請求)

(2) 66歳以後、65歳に遡及して老齢厚生年金の年金請求を行う場合



- 68歳 101号 (年金請求書)
 意思確認書 (老基・老厚とも65歳から支給を希望する)

(3) 66歳以後、65歳に遡及して老厚のみ年金請求、老基は繰下げする場合。



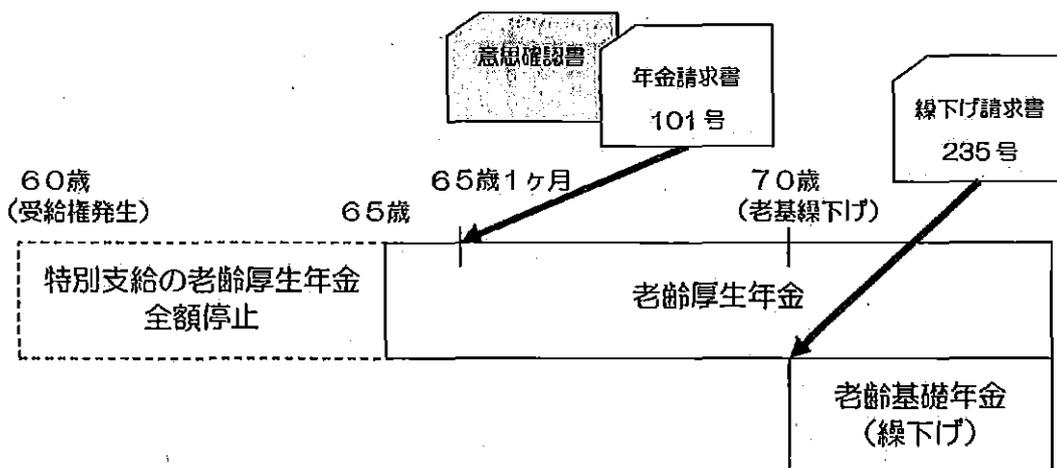
68歳 101号 (年金請求書)

意思確認書 (老基は請求しない 老厚は65歳から支給を希望)

70歳 235号 (老基のみ繰下げ請求)

2. 60歳に特別支給の老齢厚生年金の受給権発生する方 (初めて年金請求する場合)

65歳と1カ月で年金請求



65歳1ヶ月 101号 (年金請求書)

意思確認書 (老基は請求しない、老厚は65歳から支給を希望する)

70歳 235号 (老基のみ繰下げ請求)

平成19年4月1日以降に、「65歳以降の老齢厚生年金」の受給権が発生し、老齢基礎年金・老齢厚生年金の繰下げ請求ができる方が66歳になった時点で、初めて年金請求される場合の年金請求書(様式101号またはターンアラウンド様式)には、年金請求書に加えて次の提出書類が必要となります。

書類提出のパターン			
老厚 老基	本来 (65歳希望)	その時点で請求 (66歳希望)	繰下げ待機 (70歳希望)
本来 (65歳希望)	・老基(確認書) ・老厚(確認書)	・老基(確認書) ・老厚(103-1号)	・老基(確認書) ・老厚(確認書)
その時点で請求 (66歳希望)	・老基(103-1号) ・老厚(確認書)	・老基(103-1号) ・老厚(103-1号) (注)	・老基(103-1号) ・老厚(確認書)
繰下げ待機 (70歳希望)	・老基(確認書) ・老厚(確認書)	・老基(確認書) ・老厚(103-1号)	(注)

- 確認書＝老齢年金繰下げ意思確認書
- 103-1号＝老齢基礎年金・老齢厚生年金 支給繰下げ申出書
- (注)確認書の提出は不要です。ただし、「老齢年金支給繰下げ請求にかかる注意点について」に基づき繰下げ制度の説明を行ってください。

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

年金給付に関する電子帳票ファイルの更新（情報提供）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所						
	各部（全）	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G（総務）	厚年G（厚年）	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課（総務）	適用課（厚年）	徴収課	国年課	記録課	相談室
		◎		◎					◎								◎

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	◎			

本部関係部

品質管理部、年金相談部、業務管理部、障害年金業務部、支払部、業務渉外部

目的・趣旨

電子掲示板に掲示されている「年金給付に関する電子帳票」について、一部帳票の様式変更を行いましたのでお知らせします。

また、【目次】年金給付に関する電子帳票ファイル一覧に帳票へのリンクを追加しましたのでお知らせします。

ポイント（内容）

1. 掲示場所

電子掲示板>機構全体掲示板>業務マニュアル・業務スケジュール・機構業務つうしん>各種マニュアル等【諸規程以外のもの】>業務関係・システム等機器操作関係

2. 変更帳票等

別紙「変更等電子帳票一覧」をご確認ください。

3. 【目次】年金給付に関する電子帳票ファイル一覧について

【目次】年金給付に関する電子帳票ファイル一覧に帳票へのリンクを追加していますのでご活用ください。

照会先
本部年金給付部給付企画G
担当 藤田
連絡先
[] (直通)

年金給付に関する電子帳票ファイル一覧

フォルダ	項番	物品番号	帳票名	備考
	7	U020	受給代表者選任届	
	8	U021	障害共済年金 受給権者業務上障害補償の該当届	
	9	U022	障害基礎・老齢厚生・退職共済年金 受給権者胎児出生届	
	10	U023	退職共済年金加給年金額支給停止事由該当・消滅届	
	11	N008	国民年金 老齢基礎年金額改定届(沖縄特別措置該当)	
	12	N009	国民年金 寡婦年金額改定届(沖縄特別措置該当)	
	13	N013	中国残留邦人等の特例措置に伴う老齢給付の年金額改定請求書(旧)	
	14	N014	届書等法裁回	
	15	N042	国民年金 被保険者死亡報告書	
	16	N043	国民年金 被保険者受給権者・氏名住所変更報告書	
	17	N044	居所未登録者報告書	
	18	N045	国民年金 関係書類送付書	
	19	N046	国民年金 処理結果一覧表	
	21	K069	厚生年金保険 老齢・通算老齢・特例老齢年金受給権者支給停止事由消滅届(旧)	
	22	K070	厚生年金保険 老齢・通算老齢年・特例老齢年金受給権者支給停止事由消滅届・改定事由該当届(70歳喪失)(旧)	
①	23	F019	旧船員保険法の老齢年金・通算老齢年金・特例老齢年金受給権者の被保険者資格取得報告書	
	24	F020	船員保険 老齢年金・障害年金・遺族年金 受給権者胎児出生届(旧)	
	25	F021	船員保険 障害年金改定事由該当届 障害年金の受給権取得届(旧)	
	26	F022	船員保険 通算老齢・特例老齢 年金受給権者改定事由該当届 65歳(旧)	
	27	F023	船員保険 老齢・通算老齢・特例老齢 年金受給権者改定事由該当届 70歳(旧)	
	28	F024	船員保険 遺族・通算遺族・特例遺族 年金受給権者支給停止事由該当届(旧)	
	29	F025	船員保険 老齢・障害 年金加給金支給停止事由該当届(旧)	
	30	F026	船員保険 老齢・障害 年金加給金支給停止事由消滅届(旧)	
	31	F027	船員保険 老齢・通算老齢・特例老齢・障害 年金受給権者支給停止事由消滅届・改定事由該当届 70歳喪失(旧)	
	32	F028	船員保険 遺族年金受給権者の所在不明による支給停止・支給停止解除申請書	
	33	F029	船員保険 遺族年金寡婦加算額支給停止事由該当届(旧)	
	34	F030	船員保険 遺族年金寡婦加算額支給停止事由消滅届(旧)	
	41	F037	船員保険 障害年金・遺族年金 年金差額一時金請求書	
	42	F038	船員保険 障害差額一時金請求書	
	43	F039	船員保険 障害年金額改定請求書(旧)	
	73	103	老齢基礎年金・老齢厚生年金 支給繰下げ申出書	
	74	103-1	老齢基礎年金・老齢厚生年金 支給繰下げ申出書	

年金給付に関する電子帳票ファイル一覧

フォルダ	項番	物品番号	帳票名	備考
	75	103-2	退職共済年金 支給繰下げ申出書	
	76	108	船員保険 遺族一時金請求書	
	77	111	年金請求書(障害基礎年金・遺族基礎年金)(追加記録)	
	78	115-2	生計維持確認届(窓口用)	
	79	116	年金請求書(国民年金・厚生年金保険障害給付)進達票(障害給付用) (控)	
	80	117	年金請求書(国民年金・厚生年金保険・船員保険)進達票 (控)	
	81	127	国民年金 厚生年金保険 船員保険 年金に係る決定の再調査及び訂正について	【被保険者記録訂正用】
	81-2	127-2	国民年金 厚生年金保険 船員保険 年金に係る決定の再調査及び訂正について	【その他用】
	81-3	127-3	国民年金 厚生年金保険 時効特例給付対象者報告書	
	82	130	年金請求書(追加記録)	
	83	151-2	源泉徴収票交付(再交付)申請書	
	84	181-3	年金請求書(共済年金退職給付)[加対者無](窓口用)	
	85	181-4	年金請求書(共済年金退職給付)[加対者有](窓口用)	
	86	184	遺族共済年金 中高齢寡婦加算額・経過の寡婦加算額支給停止事由該当届	
	87	190	障害による退職・遺族・遺族共済年金の支給停止解除届	
①	88	191	障害共済年金・障害年金 受給権者厚生年金保険被保険者 資格取得 喪失届	
	89	194	扶養遺族(公務上)不該当届	
	90	195-3	年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)[加対者無](窓口用)	
	91	195-4	年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)[加対者有](窓口用)	
	92	196-3	年金受給権者現況届(兼住民票コード申出書)[加対者無・新旧](窓口用)	
	93	196-4	年金受給権者現況届(兼住民票コード申出書)[加対者有・新旧](窓口用)	
	94	197	年金請求書(共済年金)進達票	
	95	198	諸変更届(共済年金)進達票	
	96	199-3	年金請求書(厚生年金保険老齢給付)[加対者無](窓口用)	
	97	199-4	年金請求書(厚生年金保険老齢給付)[加対者有](窓口用)	
	98	201	国民年金 共済年金 厚生年金保険 年金受給選択申出書	
	99	205	加算額・加給年金額 対象者不該当届	
	100	206	国民年金 厚生年金保険 老齢基礎・老齢厚生 年金受給権者支給停止事由該当届	
	101	207	老齢・障害給付受給権者支給停止事由消滅届	
	102	208	国民年金 厚生年金保険 老齢基礎・老齢厚生 年金受給権者厚生年金保険被保険者資格喪失届 退職	
	103	209	国民年金 厚生年金保険 老齢基礎・老齢厚生 年金受給権者 厚生年金被保険者・共済組合等の組合員または加入者資格喪失届 退職	
	104	210	障害給付額改定請求書	

年金給付に関する電子帳票ファイル一覧

フォルダ	項番	物品番号	帳票名	備考	
①	105	212	障害給付受給権者障害不該当届		
	106	213	国民年金 厚生年金保険 障害基礎・障害厚生 年金受給権者業務上障害補償の該当届		
	107	214	障害基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金 加算額・加給年金額 対象者の障害該当届		
	108	215	国民年金 厚生年金保険 遺族基礎・遺族厚生 年金額改定請求書		
	109	216	遺族給付受給権者の障害該当届		
	110	217	遺族年金 受給権者支給停止事由消滅届		
	111	218	国民年金 厚生年金保険 遺族基礎・遺族厚生年金受給権者の所在不明による支給停止・支給停止解除申告書		
	112	219	老齢厚生年金 加給年金額加算開始事由該当届(生計維持申立書)		
	113	221	国民年金 老齢基礎年金 共済組合員期間等追加申立書		
	114	222	国民年金 老齢基礎年金額 加算開始事由該当届		
	115	223	国民年金 老齢基礎年金 加算額不該当届		
	116	224	国民年金 老齢基礎年金 加算額支給停止事由該当届		
	117	225	国民年金 老齢基礎年金 加給額支給停止事由消滅届		
	118	226	国民年金 遺族基礎年金 受給権者支給停止事由該当届		
	119	227	厚生年金保険 老齢・障害・遺族 厚生年金額改定請求書		
	120	229	老齢厚生年金・退職共済年金加給年金額加算開始事由該当届		
	121	230	老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届		
	122	231	老齢・障害給付加給年金額支給停止事由消滅届		
	123	232	遺族厚生・遺族共済年金 受給権者支給停止事由該当届		
	124	235	国民年金 厚生年金保険 老齢基礎・老齢厚生 年金支給繰下げ請求書		
	125	236	国民年金 厚生年金保険 老齢基礎・老齢厚生 年金裁定請求書 65歳支給		
	126	237	退職共済年金支給繰下げ請求書		
	127	238	退職共済年金請求書 65歳支給		
	128	243	国民年金・厚生年金保険 諸変更届進達票(I)		
	129	244	国民年金・厚生年金保険 諸変更届進達票(II)		
	130	245	国民年金 厚生年金保険 諸変更裁定関係届進達票(I)		
	②	131	246	国民年金 厚生年金保険 諸変更裁定関係届進達票(II)	
		132	247	国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金 未支給年金・保険給付請求書進達表	
		133	280	恩給の起算初月及び給与期間の照会用紙	
		134	281	国民保険・厚生年金保険 年金受給権者等障害状態認定表	
135		282	遺族給付因果関係認定表		
136		283	事務処理計画書(年金決定) I 1/2		

年金給付に関する電子帳票ファイル一覧

フォルダ	項番	物品番号	帳票名	備考	
②	137	284	事務処理計画書(年金決定) I 2/2		
	138	287-2	第三者行為事故状況届等の作成手引き(説明用冊子)		
	139	288	公的年金等の受給者の扶養親族等申告書 国民年金 厚生年金保険 船員保険 第三者行為事故状況届 進達票		
	140	289	障害基礎年金の裁定に伴う障害年金の改定について		
	142	291	厚生年金保険 老齢・障害厚生年金加給年金額対象者年金受給報告書		
	143	292	国民年金 受給権者支給停止事由該当届		
	144	293	国民年金 障害基礎・遺族基礎年金受給権者支給停止額変更届		
	145	294	国民年金 受給権者支給停止事由消滅届		
	146	296	中国人残留邦人等の特例措置に伴う老齢給付の年金額改定請求書		
	147	297	(厚)沖縄特例措置特別加算該当届		
	148	298	年金加入期間確認請求書		
	149	300	脱退一時金請求書(英語)	H24.9.21一部修正	
	150	300-1	脱退一時金請求書(中国語)	H24.9.21一部修正	
	151	300-2	脱退一時金請求書(韓国語)	H24.9.21一部修正	
	152	300-3	脱退一時金請求書(ポルトガル語)	H24.9.21一部修正	
	153	300-4	脱退一時金請求書(スペイン語)	H24.9.21一部修正	
	154	300-5	脱退一時金請求書(インドネシア語)	H24.9.21一部修正	
	155	316	船員保険 年金請求変更等進達票		
	156	401	特別支給の老齢厚生年金受給権者障害者特例請求書		
	157	402	特別支給の老齢厚生年金受給権者障害者特例不該当届		
	158	403	給与所得報告書(手書用)		
	159	501	厚生年金保険 年金請求書進達票(障害用)		
	160	502	厚生年金保険 年金請求書進達票(障害以外用)(旧)		
	③	161	502-2	厚生年金保険 年金請求書進達件数票(旧)	
		162	503	厚生年金保険 老齢年金請求書 (旧)	
		163	504	厚生年金保険 通算老齢年金請求書 (旧)	
		164	505	厚生年金保険 特例老齢年金請求書 (旧)	
		165	506	厚生年金保険 障害年金・障害手当金 請求書(旧)	
		166	507	厚生年金保険 遺族年金請求書 (旧)	
		167	507-2	厚生年金保険 通算遺族年金請求書 (旧)	
		168	507-3	厚生年金保険 特例遺族年金請求書 (旧)	

年金給付に関する電子帳票ファイル一覧

フォルダ	項番	物品番号	帳票名	備考
③	169	515	厚生年金保険 諸変更届進達票(Ⅰ) (旧)	
	170	515-3	厚生年金保険 諸変更届進達票(Ⅱ) (旧)	
	171	518	厚生年金保険 加給年金額対象者不該当届 (旧)	
	172	519	住民票コード申出書	
	173	520	年金受給権者氏名変更届	
	174	521	厚生年金保険 老齢年金・障害年金 受給権者胎児出生届 (旧)	
	175	522-2	年金証書・改定通知書・振込通知書等再交付申請書(窓口用)	
	176	524	厚生年金保険 老齢・通算老齢・特例老齢 年金受給権者支給停止事由消滅届・改定事由該当届 退職 (旧)	
	177	525	厚生年金保険 障害年金額改定請求書 (旧)	
	178	526	厚生年金保険 老齢・通算老齢・特例老齢・障害年金受給権者支給停止事由消滅届 (旧)	
	179	528	厚生年金保険 遺族年金額改定請求書 (旧)	
	180	530	厚生年金保険 遺族・通算遺族・特例遺族年金受給権者支給停止事由消滅届 (旧)	
	181	531	履歴申立書	
	182	536	厚生年金保険 遺族・通算遺族・特例遺族年金受給権者支給停止事由該当届 (旧)	
	183	538	厚生年金保険 通算老齢・特例老齢年金受給権者改定事由該当届 65歳 (旧)	
	184	538-2	厚生年金保険 通算老齢・特例老齢年金受給権者改定事由該当届 70歳 (旧)	
	185	540	厚生年金保険 障害年金障害不該当届 老齢年金受給権者支給停止事由該当届 (旧)	
	186	542	償還請求届	
	187	544	厚生年金保険 遺族年金差額支給請求書 (旧)	
	188	545	厚生年金保険 老齢・障害年金加給年金額支給停止事由該当届 (旧)	
189	545-2	厚生年金保険 老齢・障害年金加給年金額支給停止事由消滅届 (旧)		
190	546	遺族年金 寡婦加算額支給停止事由該当届(旧)		
④	191	546-2	遺族年金 寡婦加算額支給停止事由消滅届(旧)	
	192	548	厚生年金保険 老齢・通算老齢・特例老齢 年金受給権者支給停止事由消滅届・改定事由該当届 70歳喪失 (旧)	
	193	583	老齢厚生・退職共済年金 受給権者支給停止事由該当届	
	194	590	老齢・障害・遺族給付支給停止申出書	自ら停止関係(開始)
	195	591	老齢・障害・遺族給付支給停止撤回申出書	自ら停止関係(解除)
	196	601	厚生年金保険被保険者(船員以外) 記録関係書類進達票	
	197	630	厚生年金保険 被保険者記録の整備について	
	198	631	厚生年金保険 被保険者記録の回答について	
	199	632	厚生年金保険(船員) 被保険者記録の整備について	
	200	633	厚生年金保険(船員) 被保険者記録の回答について	

年金給付に関する電子帳票ファイル一覧

フォルダ	項番	物品番号	帳票名	備考
④	201	634	厚生年金保険 年金受給権者等障害状態認定票	
	202	720	国民年金 受給権者業務上の障害・遺族補償の該当届 旧	
	203	722	国民年金 障害年金受給権者支給停止額変更届 旧	
	204	723	国民年金 障害年金受給権者支給停止事由消滅届 旧	
	205	724	国民年金 母子・準母子・年金加算額対象者不該当届 旧	
	206	725	国民年金 母子・準母子・年金受給権者母子加算額支給停止事由該当届 旧	
	207	726	国民年金 母子・準母子・年金受給権者支給停止額変更届 旧	
	208	727	国民年金 母子・準母子・年金受給権者母子加算額支給停止事由消滅届 旧	
	209	728	国民年金 遺児年金受給権者の所在不明による支給停止・支給停止解除申請書 旧	
	210	729	国民年金 母子・準母子・遺児・寡婦 年金受給権者支給停止事由消滅届 旧	
	211	730	国民年金 障害年金額改定請求書 旧	
	212	752	国民年金 諸変更届進達票 旧	
	213	761	国民年金 老齢年金額改定請求書 旧	
	214	762	国民年金 被保険者期間報告書	
	215-1	770	国民年金 老齢年金裁定請求書 旧	
	215-2	770	国民年金 老齢年金裁定請求書 旧 (記入上の注意)	
	216-1	771	国民年金 通算老齢年金裁定請求書 旧	
	216-2	771	国民年金 通算老齢年金裁定請求書 旧 (記入上の注意)	
	217	790	中国残留邦人等の特例措置に伴う老齢給付の年金額改定請求書 旧	
	218	801	船員保険 裁定請求書進達票(1) 旧	
	219-1	803	船員保険 老齢年金裁定請求書 旧	
	219-2	803	船員保険 老齢年金裁定請求書 旧 (添付書類)	
	220-1	804	船員保険 通算老齢年金裁定請求書 旧	
	220-2	804	船員保険 通算老齢年金裁定請求書 旧(添付書類)	
	221-1	805	船員保険 特例老齢年金裁定請求書 旧	
	222-1	806	船員保険 障害年金・障害手当金 裁定請求書	
	222-2	806	船員保険 障害年金・障害手当金 裁定請求書(添付書類)	
223	807	船員保険 遺族年金裁定請求書		
224	807-2	船員保険 通算遺族年金裁定請求書		
225	813	船員保険 脱退手当金請求書		
226	820	職歴書 旧		
227	823	船員保険 年金諸変更等進達票 旧		

年金給付に関する電子帳票ファイル一覧

フォルダ	項番	物品番号	帳票名	備考	
④	228		標準報酬改定請求取消処理票		
	229		標準報酬改定通知書再交付申請書		
	230		標準報酬改定請求書照会処理票【082-1】		
	231		標準報酬改定請求書照会処理票【082-2】		
	232		様式650 年金分割のための情報提供請求書		
	233		様式651 標準報酬改定請求書(離婚時の年金分割の請求書)		
	234		年金分割の合意書(様式1)		
	235		委任状(年金分割の合意書請求用)		
	236	229-1	障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届		
	237		障害基礎年金の子の加算請求に係る確認書(新規請求時)		
	238		船員保険加給金対象者不該当届 旧		
	239	300-6	脱退一時金請求書(ベトナム語)	H24.9.21一部修正	
	240	300-7	脱退一時金請求書(フィリピン語)	H24.9.21一部修正	
	241	300-8	脱退一時金請求書(タイ語)	H24.9.21一部修正	
	242-1		厚生年金保険脱退手当金請求書(1)《※両面印刷で使用してください。》		
	242-2		厚生年金保険脱退手当金請求書(2)	添付書類	
	242-3		厚生年金保険脱退手当金請求書(3)	退職所得	
	243-1		厚生年金保険脱退手当金請求書(1)(記載例)《※両面印刷で使用してください。》		
	243-2		厚生年金保険脱退手当金請求書(2)(記載例)	添付書類	
	243-3		厚生年金保険脱退手当金請求書(3)(記載例)	退職所得	
	244		標準報酬改定通知書同封リーフレット		
	245		国民年金第3号被保険者加入期間証明請求書		
	246		国民年金第3号被保険者加入期間証明交付依頼書		
	247		国民年金第3号被保険者加入期間証明交付依頼書(本人同意欄あり)		
	248		年金受給権者 通知書等送付先・支払機関・口座名義変更申出書(成年後見人等用)		
	249		「年金受給権者 通知書等送付先・支払機関・口座名義変更申出書(成年後見人等用)」リーフレット		
	250		特別障害給付金請求書		
	251	131	年金(改定)請求書(退職共済年金給付:農林)	4/18一部修正	
	252	132	年金(改定)請求書(障害共済年金給付:農林)	4/18一部修正	
	253	133	年金(改定)請求書(遺族共済年金給付:農林)	4/18一部修正	
	⑤	254		制度共通裁定請求書登録処理票	
		255		制度共通裁定請求書登録取消処理票	
		256		住民基本台帳による住所の更新 停止・解除 申出書	

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

平成24年9月26日
給付情2012-135

成年後見人等への送付先変更・管理口座への変更についての 機構ホームページ掲載（情報提供）

宛先	本部		ブロック本部		事務センター					年金事務所							
	各部（全）	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G（総務）	厚年G（厚年）	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課（総務）	適用課（厚年）	徴収課	国年課	記録課	相談室
	◎			◎					◎								◎

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	レ	レ		

本部関係部

年金相談部、業務管理部

目的・趣旨

成年後見人等への送付先変更・管理口座への変更について、届出にあたっての注意点及びQ&A、また「年金受給権者 通知書等送付先・支払機関・口座名義変更申出書」の記入例がまとまりましたのでお知らせします。またこの内容については、職員提案により日本年金機構ホームページ（以下「機構HP」という。）に掲載予定としておりますのでお知らせします。

ポイント（内容）

1. 成年後見人等への送付先変更等について

成年後見人等への送付先変更・管理口座への変更にかかる注意点及びQ&Aを機構HPに掲載します。掲載場所は以下の通りです。

【成年後見人等への送付先変更・管理口座への変更についての注意点の機構HP掲載場所】

機構HPのトップページ>申請・手続きを調べる>年金受給者の方>老齢年金を受けている方>受給者の方の手続き>住所や年金の受取場所を変えるとき>5. 成年後見人等への送付先変更・管理口座への変更について

【成年後見人等への送付先変更・管理口座への変更についてのQ&Aの機構HP掲載場所】

機構HPのトップページ>年金Q&A>年金受給者>成年後見人等への送付先変更・管理口座への変更について

2. 「申出書等」について

成年後見人等への送付先変更等に使用する「申出書等」の様式を機構HPに掲載します。

- ①「年金受給権者 通知書等送付先・支払機関・口座名義変更申出書（成年後見人等用）」
- ②「年金受給権者 通知書等送付先・支払機関・口座名義変更申出書（成年後見人等用）」：（記入例）
- ③「住民基本台帳による住所の更新停止（解除）申出書」
- ④「住民基本台帳による住所の更新停止（解除）申出書」：（記入例）」

【「申出書等」の機構HP掲載場所】

機構HPのトップページ>申請・届出様式>年金受給者に関する届出・手続き>ケース2：住所
や年金の受取口座を変えるとき

3. 電子帳票ファイルの更新について

「年金受給権者 通知書等送付先・支払機関・口座名義変更申出書（成年後見人等用）」の記入例を変更したことに伴い、電子帳票ファイルにある「年金受給権者 通知書等送付先・支払機関・口座名義変更申出書（成年後見人等用）」リーフレットにおいても様式変更を行いましたのでお知らせします。

変更電子帳票

- フォルダ：④
- 項番：249
- 帳票名：「年金受給権者 通知書等送付先・支払機関・口座名義変更申出書（成年後見人等用）」
リーフレット

照会先
本部年金給付部 給付企画G
担当 馬場（恵）、大関

連絡先
（直通）

HP掲載内容

5. 成年後見人等への送付先変更・管理口座への変更について

成年後見人等の法定代理人の方（以下「後見人等」という。）が、被後見人である年金受給権者の方へ送付される通知書等の送付先を後見人等のご住所（事務所住所等）に変更する場合や、財産管理が認められている後見人等が年金受給権者名を含む管理口座へ年金の振込先を変更する場合には「年金受給権者 通知書等送付先・支払機関・口座名義変更申出書（成年後見人等用）」（以下「申出書」という。）を提出してください。

※申出書提出についての注意点

（年金受給権者住所・支払機関変更届の注意点もご確認ください。）

- ・申出書はお近くの年金事務所または街角の年金相談センターに提出してください。
- ・申出書には、後見人等であることを証明する書類が必要です（「Q&A」のQ2をご参照ください）。
- ・名義変更を伴う管理口座への変更時には、年金証書の写しが必要です。
- ・通知書等の送付先を変更される場合は、住基ネットの異動情報の活用を停止する必要がありますので「住民基本台帳による住所の更新停止（解除）申出書」も併せてご提出ください。
- ・後見人等への送付先変更後に年金受給権者の住所変更があった場合、受給権者の住所変更の届出が必要です。

「年金受給権者 通知書等送付先・支払機関・口座名義変更申出書（成年後見人等用）」

「年金受給権者 通知書等送付先・支払機関・口座名義変更申出書（成年後見人等用）」：（記入例）

「住民基本台帳による住所の更新停止（解除）申出書」

「住民基本台帳による住所の更新停止（解除）申出書」：（記入例）」

機構HPに掲載するQ & A記載内容

<成年後見人等にかかる年金手続き>

Q 1 成年後見人等に選任されましたが、年金受給権者の通知書等の送付先や年金の受取り機関を変更するにはどうしたらよいでしょうか。

A 成年後見人等に選任され、年金受給権者の通知書等の送付先や年金の受取り機関を変更する場合には、年金事務所または街角の年金相談センターに「年金受給権者通知書等送付先・支払機関・口座名義変更申出書（成年後見人等用）」を提出してください。

Q 2 「年金受給権者 通知書等送付先・支払機関・口座名義変更申出書（成年後見人等用）」の提出にあたり、成年後見人等であることを証明する添付書類は必要でしょうか。

A 「年金受給権者 通知書等送付先・支払機関・口座名義変更申出書（成年後見人等用）」を提出する場合は、年金受給権者様の成年後見人等であることを証明する以下の書類（提出日から6カ月以内に交付されたもの）のいずれかを添付してください。

《成年後見人等であることを証明する書類》

- ①法務局が証明する「登記全部事項証明書」（原本）
- ②家庭裁判所が証明する後見開始申し立てに基づく審判に関する書類（コピー可）
- ③市区町村が証明する「戸籍全部事項証明書」（原本）（※未成年後見人の場合に限る）

Q 3 年金受給権者の通知書等の送付先を変更したいのですが、「年金受給権者 通知書等送付先・支払機関・口座名義変更申出書（成年後見人等用）」の提出にあたり、添付書類は必要でしょうか。

A 年金受給権者の成年後見人等であることを証明する書類の他に「住民基本台帳による住所の更新停止（解除）申出書」も併せて提出してください。

「住民基本台帳による住所の更新停止（解除）申出書」の提出により住基ネット

からの異動情報（住所変更）を活用せず、「年金受給権者 通知書等送付先・支払機関・口座名義変更申出書（成年後見人等用）」に記載した変更後の住所に通知書等を送付します。

なお、通知書等の送付先を変更後に年金受給権者の住所が変更となった場合は、住基ネットからの異動情報（住所変更）での変更が行われなため住所変更の届出が必要です。

Q 4 年金受給権者の年金の受取り機関を変更するため「年金受給権者 通知書等送付先・支払機関・口座名義変更申出書（成年後見人等用）」を提出したいのですが、どのようにしたらよいでしょうか。

A 年金受給権者の成年後見人等であることを証明する書類の他に「年金受給権者通知書等送付先・支払機関・口座名義変更申出書（成年後見人等用）」中にある「金融機関又はゆうちょ銀行（郵便局）の証明」欄に金融機関又はゆうちょ銀行（郵便局）から証明を受けていただく必要があります。

なお、預金通帳（金融機関・支店名及び口座番号とカナ名義が確認できるページ）の写しを添付される場合は、金融機関又はゆうちょ銀行（郵便局）の証明印は必要ありません。

Q 5 年金受給権者の年金の受取り機関の口座名義を変更するため「年金受給権者通知書等送付先・支払機関・口座名義変更申出書（成年後見人等用）」を提出したいのですが、どのようにしたらよいでしょうか。

A 年金受給権者の成年後見人等であることを証明する書類の他に「年金受給権者通知書等送付先・支払機関・口座名義変更申出書（成年後見人等用）」中にある「金融機関又はゆうちょ銀行（郵便局）の証明」欄に金融機関又はゆうちょ銀行（郵便局）から証明を受けていただく必要があります。

なお、預金通帳（金融機関・支店名及び口座番号とカナ名義が確認できるページ）の写しを添付される場合は、金融機関又はゆうちょ銀行（郵便局）の証明印は必要ありません。

また、年金証書を確認させていただきますので、年金証書を併せて提出願います。

Q 6 私は年金受給権者の保佐人（補助人）ですが、年金受給権者の通知書等の送付先や年金の受取り機関を変更できますか。

A 保佐人（補助人）が年金受給権者様に代わり手続きを行えるのは、家庭裁判所の審判書や法務局の登記事項証明書の代理行為目録または同意行為目録に年金に関する諸手続きの代理権についての記載がある場合に限りです。

Q 7 私は年金受給権者の任意後見受任者ですが、年金受給権者の通知書等の送付先や年金の受取り機関を変更できますか。

A 任意後見受任者は、代理権を持たないため成年後見人等とは異なり、「年金受給権者 通知書等送付先・支払機関・口座名義変更申出書（成年後見人等用）」を提出することはできません。

任意後見契約を結んだ本人の判断能力が不十分となり「任意後見監督人」が選任されることで任意後見受任者が任意後見人となり任意後見契約が開始されるためです。

また、任意後見人となった場合でも、保佐人（補助人）と同様に法務局の登記事項証明書や家庭裁判所の審判書の代理権目録に財産管理ができる旨が記載されていることが必要です。

【表面】

成年後見人等用

届書コード区分 8 4 1 1 年金受給権者 通知書等送付先・支払機関・口座名義変更申出書 平成 年 月 日提出

年金証書の ①基礎年金番号 ・年金コード	基礎年金番号	年金コード	②生年月日 1 3 5 7 明 大 治 昭 正 和 平 成	年	月	日
受給権者氏名 及び後見人氏名	(フリガナ)			電話番号		
	印			-		

通知書等送付先	③郵便番号	④(フリガナ)
		郡 市 町 区
	④(フリガナ)	

変更後の受取機関	⑤ 1 金融機関		⑥金融機関コード	⑧支店コード	⑨預金種別	⑩預金通帳の口座番号
	(フリガナ)	銀行 信	※	※	1.普通	
	(フリガナ)	行庫 連 信 漁 連				
		本店 支店 出張所				
⑤ 2 (ゆうちょ銀行) (郵便局)	⑦支払局コード	⑩貯金通帳の口座番号				
	※	記号(左詰めでご記入ください)	番号(右詰めでご記入ください)			

金融機関又はゆうちょ銀行(郵便局)の証明
口座名義を必ず確認してください。
印
貯蓄口座は振込できません。

変更後の口座番号等をご記入のうえ、金融機関又はゆうちょ銀行(郵便局)の証明を受けてください。

預金通帳の写し(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人フリガナが記載された部分)を添付される場合は、金融機関の証明は必要ありません。
※印欄は、ご記入いただく必要はありません。

【裏面】

【年金受給権者 通知書等送付先・支払機関・口座名義変更申出書の提出にあたって】

- ◎ 住所は郵便が正しく配達されるように番地、〇〇方などまで正しくご記入ください。
- ◎ フリガナは、カタカナではっきりとご記入ください。
- ◎ 複数の年金受給権をお持ちの方は、この届出により、他の年金についても住所を変更いたします。
また、この届出により最大4つまでの年金の支払機関を変更ができますので、変更する年金の年金コードをご記入ください。
- ◎ 支払機関の変更は、次の年金の支払日の1か月以上前までに手続きをお願いします。
なお、変更後の新しい支払機関への初めての支払いを確認するまでは、念のために旧口座はそのままにしてくださいようお願いします。
- ◎ 口座をお持ちでない方や口座でのお受取りが困難な事情がある方は、お受取り方法について、「ねんきんダイヤル」 またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

年金受給権者の住民票上の住所

郵便番号					(フリガナ)	
					郡市	町
(フリガナ)						

グループ長/ 課(室)長	担当者

届書コード	届書
8 9 5	

住民基本台帳による住所の更新 停止・解除 申出書

〔 <日本年金機構からのお知らせの送付先について>
 ◇住民票上の住所とは別の住所へ送付先を希望される方は「停止」を○で囲んでください。
 ◇今後、住所を変更した際に住民票上の住所へ送付先を希望される方は「解除」を○で囲んでください。 〕

① 基礎年金番号 (年金コード)										② 生年月日				送信	
										明治	1				
										大正	3				
										昭和	5				
										平成	7				

70歳以上で全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険にご加入中の方は、こちらをご記入してください。

③ 統一事務所コード※	④ 事業所整理記号	⑤ 船員所有者整理記号	⑥ 被保険者整理番号	送信

⑦ 停止(解除)項目 (該当する番号を○で囲んでください)	⑧ 停止(解除)理由 (該当する番号を○で囲んでください)	送信
1 ... 住所の更新停止を申出します。	0 ... 施設入居等により住民票と異なる住所に居住しているため 2 ... DV被害を受けているため 3 ... 成年後見人等の法定代理人の審判を受けているため 9 ... その他	
0 ... 更新停止の解除を申出します。	0 ... 住民基本台帳による住所の変更を希望するため	

住民基本台帳による住所の更新停止(解除)を申出します。

平成 年 月 日

〒 -

(住所)

(電話番号) - -

(氏名) _____ ㊟

年金事務所
受付 印

事務センター
受付 印

70歳以上で全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険にご加入中の方は、お勤め先の所在地等もご記入してください。

〒 -

(お勤め先の所在地)

(お勤め先の名称)

◎ 【記入上の注意点】

1. ①には、申出をされるご本人様の年金証書の基礎年金番号及び年金コードをご記入ください。
2. ②は、該当する元号を○印で囲んでください。
3. ③の統一事務所コード※欄は、何も記入しないでください。
4. 70歳以上で全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険にご加入中の方は、④又は⑤と⑥の欄、お勤め先の所在地・名称をご記入してください。
5. ⑦、⑧は、申出される内容に応じ、該当する番号を○印で囲んでください。

◎ 【住民基本台帳による住所の更新停止・解除を申出される方へ】

1. 更新の停止を申出された方は、今後、住所変更があった際には、年金事務所への届出が必要となります。
2. 更新の停止解除を申出された方は、今後、住所変更があった際には、年金事務所への届出が不要となります。
3. 日本年金機構に住民票コードが収録されていない方は、この申出をすることができません。

なお、寡婦・特別寡婦・寡夫を示す書類は必要ありません。

・寡婦に該当する場合

「摘要」欄に、死別・離婚・生死不明の別、生計を一にする子がいる場合はその子の氏名および控除を受ける年中の所得の見積額、扶養親族または生計を一にする子がない場合はご本人の控除を受ける年中の所得の見積額。

・特別寡婦に該当する場合

「摘要」欄に、死別・離婚・生死不明の別、ご本人の控除を受ける年中の所得の見積額。

・寡夫に該当する場合

「摘要」欄に、死別・離婚・生死不明の別、生計を一にする子の氏名および控除を受ける年中の所得の見積額、ご本人の控除を受ける年中の所得の見積額。

また、年の途中で配偶者が死亡し、その後同年内に扶養親族等申告書を提出する場合、「配偶者控除」と「寡婦・特別寡婦・寡夫控除」の両方が適用されることがあるが、この場合は機構本部でのみ処理が可能のため、扶養親族等申告書は機構本部へ進達することとなります。

(2) 復興財源確保法

- 平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)が公布され、「復興特別所得税」が創設されました。
- 復興特別所得税は所得税と併せて源泉徴収され、復興特別所得税額は所得税の額の2.1%相当額とされています。源泉徴収税額の計算式は次のとおり。
$$\text{源泉徴収税額} = \text{支払金額等} \times \text{所得税率}(\%) \times 102.1\%$$
- 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる年金について適用する(平成25年2月定期に支払われる年金から適用)。

※平成25年分扶養親族等申告書送付時に同封する「手引き(P7)」にも記載してあります。

2. 源泉徴収票等の様式の変更

寡婦控除等の追加に伴い、様式を変更する帳票は次のとおり。(詳細は別添参照)

なお、別添には帳票切替時の留意事項等記載していますので、必ずご確認ください。

- (1) 源泉徴収票(年次分) ……平成26年1月送付分より変更
- (2) 源泉徴収票(過年分、無効・訂正分、準確) ……平成25年2月送付分より変更【別紙1-1】
- (3) 源泉徴収票(再交付分) ……平成25年1月4日処理分より変更【別紙1-2】
- (4) 扶養親族等申告書 ……平成24年10月送付分より変更【別紙2-1、2-2】
- (5) 年金請求書(ターンアラウンド) ……1月生月者分より変更(H24.10.1送付分より)
- (6) 年金請求書(101号様式、112号様式(物品番号183)) ……平成25年1月使用分より変更
- (7) ターンアラウンド用入力帳票 ……平成25年1月使用分より変更
- (8) LK31「裁定請求時留意事項リーフレット(老齢)」 ……平成25年1月使用分より変更

照会先
本部年金給付部 給付企画G
担当 西山、紫田

連絡先
(直通)

税制改正に伴う各種帳票の変更について

1. 源泉徴収票【レイアウトについては別紙1参照】

(1) 主な変更箇所

本人控除欄に「特別寡婦」欄、「寡婦 寡夫」欄を追加。

(2) 様式の切替時期

- ① 源泉徴収票（年次分）……平成26年1月送付分より変更
- ② 源泉徴収票（過年分、無効・訂正分、正確）……平成25年2月送付分より変更
- ③ 源泉徴収票（再交付分）……平成25年1月4日処理分より変更

(3) 切替時の留意事項

管理帳票の様式を変更するため、管理帳票WEBにて必要数を要求してください。

なお、平成25年1月使用分から変更となりますので、平成24年11月9日（金）までに管理帳票WEBへの登録が必要となります。

2. 扶養親族等申告書【レイアウトについては別紙2参照】

(1) 主な変更箇所

- ① 本人記入欄として、「性別」欄と「寡婦・寡夫」欄を追加。
- ② 申告の内容欄の変更。

③ 「寡婦・特別寡婦・寡夫」欄を追加

寡婦・特別寡婦・寡夫控除に該当する場合に以下の数字を記載する欄

寡婦……「1」

特別寡婦…「2」

寡夫……「3」

寡婦・特別寡婦・寡夫でない……「0」

(2) 様式の切替時期

平成24年10月送付分より変更

(3) 留意事項

継続用の扶養親族等申告書の「⑩寡婦・特別寡婦・寡夫」欄については、今年度についてはすべての受給者の方が「0」と印字していますので、ご留意願います。

3. 年金請求書等

(1) 主な変更箇所

扶養親族等申告書の部分を変更

(2) 様式の切替時期

- ① 年金請求書（ターンアラウンド）……1月生月者分より変更（平成24年10月1日送付分より）
- ② 年金請求書（101号様式、112号様式（物品番号183））……平成25年1月使用分より変更
- ③ ターンアラウンド用入力帳票……平成25年1月使用分より変更
- ④ LK31「裁定請求時留意事項リーフレット（老齢）」……平成25年1月使用分より変更

(3) 切替時の留意事項

請求書に添付する扶養親族等申告書について、平成25年1月から受付する請求書から平成25年分の扶養親族等申告書の添付が必要となりますので留意ください（平成25年分の扶養親族申告書のオンライン入力は平成25年1月4日から開始）。

なお、平成24年12月までの受付分で、平成25年分の扶養親族申告書が必要な方に対しては、平成25年2月に扶養親族等申告書を機構本部より送付し、提出の勧奨を行うこととしております。

また、上記(2)の②、③、④は管理帳票等ですので、平成25年以降に使用するものについては、管理帳票WEBで要求ください。

公的年金等の源泉徴収票									
(年分)									
支払を 受ける者	住所 または 居所								
	氏名								
	生年月日								
区分	支払金額		源泉徴収税額						
法203条の3第1号適用分	円		円						
法203条の3第2号適用分	円		円						
法203条の3第3号適用分	円		円						
年金の種類	本人				控除対象配偶者の有無				
	特別 障害者	中心 障害者	特別 高齢者	特別 障害者	有	無	老人 控除対象 配偶者の有無	有	無
控除対象扶養親族の数		本人以外の 障害者の数			社会保険料の金額				
特定	老人	その他	特 別	その他	円				
人	人	人	人	人					
(摘要)									
支払者 東京都千代田区霞が関1丁目2 官署支出官 厚生労働省年 企画課長									

源泉徴収票について

1 「支払金額」欄の金額は、左記の年分としてお支払いした金額（所得税と社会保険料が差し引かれる前の金額）です。したがって、「支払金額」欄の金額と現在お支払いしている年金の金額とは、相違しますのでご承知ください。

2 「支払金額」欄と「源泉徴収税額」欄の金額については、次のとおり区分しています。

法第203条の3第1号適用分	高齢基礎年金、高齢厚生年金、64歳までの特別支給の退職共済年金を受給されている方で、扶養親族等申告書を提出されている方
法第203条の3第2号適用分	65歳からの退職共済年金を受けている方で、扶養親族等申告書を提出されている方
法第203条の3第3号適用分	扶養親族等申告書を提出されていない方（上記第1号、第2号に該当しない方）

3 「障害者の数(本人以外)」の「特別」欄の括弧内には同居の方の人数が再掲されています。（平成23年分以降の源泉徴収票に限りです。）

4 「社会保険料の金額」欄の金額は、左記の年中に「支払金額」欄の金額から特別徴収された介護保険料額、国民健康保険料(税)額及び後期高齢者医療保険料額の合計額を記載しています。

この源泉徴収票は、税務署に確定申告をする必要があるときにご使用ください。

■ 次のような場合などは、確定申告が必要となります。

- 給与収入や他の公的年金の収入などがある場合
- 生命保険料控除や医療費控除などを受けようとする場合

■ 確定申告書の用紙及び手引きは、税務署や市(区)役所又は町村役場などに用意してあります。

■ 確定申告についてお分かりにならないことがありましたら、お近くの税務署や税務相談室にお問い合わせください。

国税庁ホームページでは確定申告に関する情報等を <http://www.nta.go.jp> ご覧いただけます。

※平成24年以前の源泉徴収票を作成する場合、「特別寡婦」「寡婦 寡夫」の部分に「*」を出力する。

特別 寡婦	寡婦 寡夫

源泉徴収票(再交付)レイアウト(平成25年1月以降使用分)

別紙1-2

様

年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所 または 居所												
	氏名												
	生年月日	年	月	日	年金の種別								
区分				支払金額				源泉徴収税額					
所得税法第203条の3第1号適用分				円				円					
所得税法第203条の3第2号適用分				円				円					
所得税法第203条の3第3号適用分				円				円					
本人		控除対象配偶者の有無等			控除対象扶養親族の数			本人以外の障害者の数			社会保険料の金額		
障害		特別 葬持	葬持 葬夫	有	無	老人控除対象 配偶者の有無		特定	老人	その他		特別	その他
特別	その他					有	無	人	人	人		人(人)	人
概要											【差出人】 日本年金機構 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24 【支払者】 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長		



(裏面の源泉徴収票の見方をよくお読みください)

※日本年金機構は、厚生労働省年金局から年金業務について委託を受けています。

平成25年分 扶養親族等申告書(継続)

郵便はがき
119-0220
東京杉並区高井戸西3丁目5番24号
(郵便事業株式会社杉並南支店)
日本年金機構 行

表裏
〒
住所
氏名
姓 出 入

平成25年分の申告について、前年の申告内容から変更
がありましたか、どちらかに印をつけてください。
※訂正/訂正2A(各分)の申告内容は裏面に印刷してあります。
※平成25年分の申告書から、葬儀・特別葬持・葬儀控除の適用
が追加されましたので、該当しない場合は印をください。
 変更なしで申告します
 変更ありで申告します
市区の
①と②にご記入ください。

③この申告書の提出期限(平成24年11月30日)
(横こ対と自)

扶養親族等申告書とは
この申告書が、申請年度に課税される所得税の控除を受ける
ためなどに必要です。

- 扶養親族等がない単身者の方でも、基礎控除を受ける
ことができますので、ご提出ください。
- 届け出内容に記入もれがあったり、提出期限までに提出さ
れない場合は各種控除が受けられず、所得税が多く源泉徴
収されることなどがあります。
- 「提出いただく期限は平成24年11月30日です。
この期限までに提出いただいた場合は、平成25年2月の年金支払額より
その分だけ源泉徴収率から所得税が源泉徴収されます。
- 提出期限過ぎてしまった場合でも、必要事項をご記入のうえ、すみやかに
ご提出ください。

ご記入の際は、「扶養親族等申告書の手引き」をよくお読みください。

平成25年分 扶養親族等申告書
平成 年 月 日 提出

この申告書の提出期限
(この提出期限までに「横こ対と自」に提出してください。)
平成24年11月30日

① 扶養
必ずご記入の
うえ、印して
ください。

② 欄
裏面の「変更あり」
の欄に印をつけて
ください。扶養親
族等の欄に記入し
ない場合は手引
書の①ページの③
を参照します。

③ 必要事項を記入し、切り離して申告書のみご提出ください。
④ プライバシー保護のため、裏面には同封の目隠しシールを貼ってください。
(同封の目隠しシール以外のシール等は貼らないでください。)
⑤ 申告書は機械処理を行うため、折り曲げないようにお願いします。

裏面
この欄の中に記入(押印)したり、汚したりしないでください。

平成24年分の申告の内容

控除対象扶養親族	氏名	性別	生年月日	障害	所得の控除金額
控除対象扶養親族(10歳以上)	氏名	性別	生年月日	障害	万円
扶養親族	氏名	性別	生年月日	障害	万円
扶養親族	氏名	性別	生年月日	障害	万円
扶養親族	氏名	性別	生年月日	障害	万円

扶養親族等申告書の記入方法
① 扶養親族等申告書の記入方法
② 扶養親族等申告書の記入方法
③ 扶養親族等申告書の記入方法
④ 扶養親族等申告書の記入方法

別紙2-1

郵便局がき

119-0220

東京都杉並区高井戸西3丁目6番24号
(郵便事業株式会社杉並南支店)

日本年金機構 行

※ 裏面もご記入ください。

この申告書の提出期限：平成24年11月30日

※ 扶養親族等申告書の提出期限は平成24年11月30日です。この期限までに提出いただいた場合は、平成25年2月の年金支払期よりその内容に基づき老齢年金から所得税が源泉徴収されます。

※ 提出期限を過ぎてしまった場合でも、必要事項をご記入のうえ、すみやかに提出ください。

扶養親族等申告書とは

この申告書は、老齢年金に課税される所得税の控除を受けるためなどに必要です。

- 扶養親族等がない単身者の方でも、基礎控除を受けることができますので、ご提出ください。
- 届け出内容に記入もれがあったり、提出期限までに提出されない場合は各種控除が受けられず、所得税が多く源泉徴収されることなどがあります。
- ご提出いただく期限は平成24年11月30日です。この期限までに提出いただいた場合は、平成25年2月の年金支払期よりその内容に基づき老齢年金から所得税が源泉徴収されます。
- 提出期限を過ぎてしまった場合でも、必要事項をご記入のうえ、すみやかに提出ください。

ご記入の際は、「扶養親族等申告書の手引き」をよくお読みください。

この申告書の提出期限
(この期限を過ぎると届くことが出来なくなります)
平成24年11月30日

必ずご記入の
うえ、押印して
ください。

該当する項目を
ご記入ください。

◎ 必要事項を記入し、切り離して申告書のみご提出ください。
◎ プライバシー保護のため、裏面には同封の目隠しシールを貼ってください。
(同封の目隠しシール以外のシール等は貼らないでください。)
◎ 申告書は機械処理を行うため、折り曲げないようにお願いします。

平成25年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

平成 年 月 日 提出

この枠の中は記入(押印)したり、所したりしないでください。

◎ 平成25年分の申告書の内容

氏名	性別	生年月日	住所	所得	扶養親族等	控除額
本人	男	1950年1月1日	東京都杉並区高井戸西3丁目6番24号	100万円	扶養親族等	100万円
扶養親族等	妻	1955年2月1日	東京都杉並区高井戸西3丁目6番24号	50万円	扶養親族等	50万円
扶養親族等	子	1980年3月1日	東京都杉並区高井戸西3丁目6番24号	30万円	扶養親族等	30万円
扶養親族等	子	1985年4月1日	東京都杉並区高井戸西3丁目6番24号	20万円	扶養親族等	20万円
扶養親族等	子	1990年5月1日	東京都杉並区高井戸西3丁目6番24号	10万円	扶養親族等	10万円

※ 扶養親族等の所得は、平成24年12月31日現在の所得を記載してください。

【参考】寡婦(夫)及び特別寡婦について

参考1

項番	区分	死別・離婚の別	扶養親族等の要件	本人の所得要件	控除額
1	寡婦 (<input type="checkbox"/> は特別寡婦)	離婚	扶養親族(子以外)がいること	なし	22,500円
2			扶養親族である子がいること	500万超	22,500円
3				500万以内	30,000円
4			総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子 ^{※1} がいること	なし	22,500円
5			扶養親族や生計を一にする子がない	—	—
6		死別 (生死不明)	扶養親族(子以外)がいること	なし	22,500円
7			扶養親族である子がいること	500万超	22,500円
8				500万以内	30,000円
9			総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子 ^{※1} がいること	なし	22,500円
10			扶養親族や生計を一にする子がない	500万以内	22,500円
11	寡夫	離婚・死別 (生死不明)	総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子 ^{※1} がいること	500万以内	22,500円

※1 子は、他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされていない者に限られる。

所得税法改正前後の人的控除額の比較

参考2

【改正前後の人的控除額の比較】

現行		改正後	
○ 人的控除額		○ 人的控除額	
① 控除対象配偶者	32,500円	① 控除対象配偶者	同左
老人控除対象配偶者	40,000円	老人控除対象配偶者	同左
② 控除対象扶養親族	32,500円	② 控除対象扶養親族	同左
特定扶養親族	52,500円	特定扶養親族	同左
老人扶養親族	40,000円	老人扶養親族	同左
③ 障害者	22,500円	③ 障害者	同左
特別障害者	35,000円	特別障害者	同左
同居特別障害者	62,500円	同居特別障害者	同左
		④ 寡婦(夫)	22,500円
		特別寡婦	30,000円

2. 障害年金給付事務に関する大切なお知らせ（その9）

【年金給付部 給付企画グループ・給付指導グループ】

○【指示・依頼】

特別児童扶養手当の診断書添付による障害認定

（平成24年8月24日 給付指 2012-185）

これまで、20歳前障害基礎年金の障害認定にあたっては、特別児童扶養手当の診断書の添付を可能としてきたところです。この度、この診断書により障害認定を行うことができる取扱いが追加されたことをお知らせしたものです。

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

特別児童扶養手当の診断書添付による障害認定（指示・依頼）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所						
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚年)	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室
		◎		◎					◎								◎

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	レ	レ		

本部関係部
障害年金業務部、支払部、年金相談部

目的・趣旨

これまで、20歳前障害基礎年金等の障害認定にあたっては、特別児童扶養手当（以下「特児」という。）の診断書の添付を可能とする取扱いとしてきましたが、この度、特児の診断書により障害認定を行うことができる取扱いを追加することについて、厚生労働省年金局事業管理課長より通知されましたので、取扱いの詳細についてお知らせします。

ポイント（内容）

1. 追加された取扱い

特児の診断書により障害認定を行うことができる取扱いが追加となったのは、次の2つの場合です。厚生労働省からの通知は別紙1の通りです。

- (1) 老齢厚生年金の加給年金額の対象者である子の障害の状態の確認の場合
- (2) 遺族厚生年金の孫の障害の状態の確認の場合

2. 診断書

障害認定では、年金の診断書（様式第120号の1～様式第120号の7）の提出を求めているところですが、20歳前障害基礎年金等のこれまでの取扱いと同様に、上記1.の障害認定においても、特児の支給対象者であり、当該支給にかかる特児の直近の診断書を提出する場合は、診断書の作成日に関わらず、受付・審査を行うこととし、必要に応じ現症の確認を行います。

3. 実施年月日

平成24年8月22日に受付した請求書等から実施することとします。

4. その他

業務処理要領【マニュアル】年金給付は追って変更します。

特児の診断書により障害認定を行うことができる取扱いのQ&A（別紙2）を作成しましたので、業務の参考としてください。

業務処理要領【マニュアル】年金給付（障害基礎年金請求書など）

照会先
本部年金給付部給付企画G
担当 太田哲史、渡邊康夫
連絡先（直通）

審査担当チェック欄 ■



別紙1

年管管発 0822 第 1 号
平成 24 年 8 月 22 日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長



障害の状態にある加給年金対象者である子等の障害状態を
確認する診断書の取扱いについて

障害基礎年金又は遺族基礎年金の加算対象者や老齢厚生年金の加給対象者である子又は遺族厚生年金を受けることができる孫が国民年金法施行令別表に定める障害の状態にあるときは、医師又は歯科医師の診断書の提出を求めているところであるが、障害基礎年金及び遺族基礎年金については、昭和 40 年 7 月 10 日付け庁保険発第 33 号「障害福祉年金裁定請求書等の添付すべき福祉年金診断書の添付の省略及び重度精神薄弱児扶養手当の額の調整に関する事務処理について」及び昭和 61 年 7 月社会保険庁年金保険部発行「新年金制度の施行に関する質疑応答集」により、障害年金の診断書の添付を省略し、特別児童扶養手当の診断書により確認が可能としているが、今後は、老齢厚生年金の加給年金額の対象者である子又は遺族厚生年金を受けることができる孫の障害の状態を確認する際も障害基礎年金及び遺族基礎年金の取扱いと同様に診断書の省略を可能としたので通知する。

特別児童扶養手当の診断書により障害認定を行うことができる取扱いのQ & A

Q 1 特別児童扶養手当（以下「特児」という。）とはどのようなものですか。

A 1 特児は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律により、精神又は身体に障害を有する 20 歳未満の障害児の父母または養育者に対し支給されます。特児の障害等級は、国民年金法施行令別表（第 4 条の 6 関係）と同様に定められています。特児は市区町村にて請求を受付・経由し、都道府県知事により認定されます。特児の診断書は、年金の診断書（様式第 120 号の 1～様式第 120 号の 7 を指す。以下同じ。）に近い形式で作成されています。特児の診断書は、自治体のHPに掲載されています。

Q 2 特児の診断書により障害認定を行うことができる取扱いが追加となったのはなぜですか？

A 2 これまで、初診日が 20 歳未満であった方の障害基礎年金（以下「20 歳前障害基礎年金」という。）における請求者本人の障害の状態の確認、障害基礎年金の加算額対象者である子の障害の状態の確認（障害厚生年金の請求時含む）及び遺族基礎年金の子の障害の状態の確認（遺族厚生年金の請求時含む）において特児の診断書により障害認定が可能（※）とされていましたが、受給権者の利便を図る趣旨から、この他に、老齢厚生年金の加給年金額の対象者である子の障害の状態の確認の場合、遺族厚生年金の孫の障害の状態の確認の場合も特児の診断書により障害認定を行うことができるようにしたものです。

※根拠通知等

- ① 昭和 40 年 7 月 10 日付け庁保険発第 33 号「障害福祉年金裁定請求書等の添付すべき福祉年金診断書の添付の省略及び重度精神薄弱児扶養手当の額の調整に関する事務処理について」
- ② 昭和 61 年 7 月社会保険庁年金保険部発行「新年金制度の施行に関する質疑応答集」70 ページ「特別児童扶養手当の支給対象となっていた者に係る診断書の添付省略について」
- ③ 平成 15 年 3 月国民年金基本通知集 1, 425 ページ「特別児童扶養手当の支給対象となっていた者に係る診断書の添付省略について」
- ④ 業務処理要領【マニュアル】年金給付（I-4-15）

Q 3 特児の診断書により障害認定を行うことができる取扱いにはどのようなものがありますか。

A 3 今回追加された取扱いも含め、特児の診断書により障害認定を行うことができる年金の種類と対象者及び対応する請求書等は次の通りです。

1. 取扱い可能である年金の種類と対象者

年金の種類 請求者又は加対者	従前の取扱い			追加された取扱い	
	(1) 20歳前障害 基礎年金	(2) 障害基礎年 金（障害厚 生年金の請 求時含む）	(3) 遺族基礎年 金（遺族厚 生年金の請 求時含む）	(4) 老齢厚 生年金	(5) 遺族厚 生年金
どの請求者が障害の状態にある時か。	本人	/	子	/	孫
どの加算額対象者又は加給年金額対象者が障害の状態にある時か。	子	子	/	子	/

2. 上記 1. に対応する請求書等

(1) 20歳前障害基礎年金における請求者本人の障害の状態の確認

① 様式第 107 号 年金請求書（国民年金障害基礎年金）

(2) 障害基礎年金の加算額対象者である子の障害の状態の確認（障害厚生年金の請求時も含む※）

① 様式第 104 号年金請求書（国民年金・厚生年金保険障害給付）

② 様式第 107 号年金請求書（国民年金障害基礎年金）

③ 様式第 211 号障害基礎・老齢厚生・退職共済年金受給権者胎児出生届

④ 様式第 214 号障害基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金加算額・加給年金額対象者の障害該当届

⑤ 様式第 229-1 号障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届

(3) 遺族基礎年金の子の障害の状態の確認（遺族厚生年金の請求時も含む※）

- ① 様式第 105 号年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）
- ② 様式第 108 号年金請求書（国民年金遺族基礎年金）
- ③ 様式第 215 号国民年金厚生年金保険遺族基礎厚生年金額改定請求書
- ④ 様式第 216 号遺族給付受給権者の障害該当届

(4) 老齢厚生年金の加給年金額の対象者である子の障害の状態の確認※

- ① 様式第 101 号年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）
- ② 様式第 211 号障害基礎・老齢厚生・退職共済年金受給権者胎児出生届
- ③ 様式第 214 号障害基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金加算額・加給年金額対象者の障害該当届
- ④ 様式第 229 号老齢厚生年金・退職共済年金加給年金額加算開始事由該当届

(5) 遺族厚生年金の孫の障害の状態の確認※

- ① 様式第 105 号 年金請求書（国民年金・厚生年金保険遺族給付）
- ② 様式第 216 号 遺族給付受給権者の障害該当届

※機構で取扱う旧三共済（NTT・JT・JR）・農林共済の年金も含まれます。

Q 4 特児の診断書は、写しでよいのですか。

A 4 特児の診断書は、写しで構いません。特児の診断書は、特児の請求等に伴い、市区町村に対して提出されたものです。よって、年金の請求等に使うために提出される特児の診断書は、写しで構いません。

Q 5 特児の診断書の場合は、年金の診断書に比べて障害認定方法に変更はありますか。

A 5 特児の診断書でも、年金の診断書と同様に障害認定審査医員による審査等の障害認定を行います。ただし、特児の診断書は診断書の作成日に関わらず、受付・審査を行うことになっていますので、特児の診断書の内容から障害認定ができないと判断する場合は、年金の診断書の提出を案内します。

年金の診断書の場合と障害認定方法に変更ありません。

Q 6 特児の診断書の場合は、年金の診断書に比べて進達方法に変更はありますか。

A 6 進達書類に添付する診断書が年金の診断書に代えて特児の診断書となるだけですので、年金の診断書の場合と進達方法に変更ありません。

Q 7 今回の取扱いの追加は、厚生局や市区町村に対しても通知されますか。

A 7 厚生局に対しては、年金局が同様の通知を行います。ただし、今回の取扱い変更は、厚生年金保険に関する取扱い変更ですので、市区町村に対しての通知はありません。

3. 「市制施行」「金融機関の合併・店舗名称変更等」について

【年金給付部 給付企画グループ】

- 【情報提供】「埼玉県白岡市」の市制施行に伴う住所表示等の変更
(平成 24 年 9 月 27 日 給付情 2012-134)

平成 24 年 10 月 1 日施行される「埼玉県白岡市」の市制施行について、お知らせしたものです。

- 【情報提供】金融機関の合併及び店舗名称変更
(平成 24 年 8 月 30 日 給付情 2012-121)

十六銀行と岐阜銀行の合併（合併後：十六銀行）及び合併に伴う店舗名称の変更（平成 24 年 10 月 15 日支払から変更）等について、お知らせしたものです。

- 【情報提供】金融機関の店舗名称変更
(平成 24 年 9 月 3 日 給付情 2012-122)

金融機関の店舗名称変更（平成 24 年 10 月 15 日支払から変更）について、お知らせしたものです。

- 【情報提供】金融機関の店舗名称変更
(平成 24 年 10 月 3 日 給付情 2012-143)

金融機関の店舗名称変更（平成 24 年 11 月 15 日支払から変更）について、お知らせしたものです。

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

「埼玉県白岡市」の市制施行に伴う住所表示等の変更（情報提供）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所						
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚年)	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	○			

本部関係部

厚生年金保険部、国民年金部、年金相談部、基幹システム開発部、業務管理部、サービス推進部、支払部、障害年金業務部、業務渉外部、記録管理部、業務渉外部

目的・趣旨

平成24年10月1日施行される「埼玉県白岡市」の市制施行について情報提供します。

ポイント（内容）

- 埼玉県南埼玉郡白岡町が、「白岡市」となることに伴い、各ファイルの住所表示の一括変更処理を行います。
- 年金支払いにかかる年金振込通知書等の住所出力
平成24年10月定期支払いにかかる年金振込通知書、支給額変更通知書等の各種通知書は、旧白岡町の住所にて送付されます。
- オンラインシステムにおける新しい住所表示時期
 - ①年金受給権者 平成24年10月24日（水）より
 - ②国民年金被保険者 平成24年10月1日（月）より
 - ③厚生年金保険被保険者、船員保険被保険者 平成24年10月1日（月）より

※その他、詳細は、別紙1を参照願います。

照会先 本部年金給付部 給付企画G
担当 岡村、上林
連絡先 (直通) [REDACTED]

[別紙1]

平成24年9月26日
給付企画G

「埼玉県白岡市」の市制施行に伴う住所表示等の変更について

平成24年10月1日に施行される「白岡市」の市制施行については、各ファイルの住所表示を一括変更処理します。

1. 市制施行する地域及び新市名称

(1) 埼玉県

南埼玉郡白岡町が市制に移行し、「白岡市」となります。

2. 市区町村（住所）コードテーブルの修正内容

(1) 市区町村コードテーブル（高井戸）

市区町村名 【白岡市】		市区町村コード		
		国年	厚年	船保
現行	ミナサイタマグンシラオカチ	11600445	11080445	11810445
新	シラオカシ	11600246	11080246	11810246

(2) 住所コードテーブル（三鷹）

市区町村名 【白岡市】		市区町村コード
現行	ミナサイタマグンシラオカチ	11445
新	シラオカシ	11246

3. 修正時期

(1) 平成24年10月1日施行分

裁定処理……………平成24年10月11日裁定日分より稼動
(平成24年10月1日入力処理分より)

支払処理……………(新裁分)
平成24年11月随時支払分より稼動
(諸変更分)

平成24年11月随時支払分より稼動

諸変更処理……………平成24年10月1日入力分より稼動

適用・徴収処理……………平成24年10月1日より稼動

債権処理……………平成24年10月調定分より稼動

4. 年金給付システムにかかる修正

(1) 受給権者原簿について

受給権者原簿は、市区町村コード、郵便番号、原簿住所をもとに11月随時支払処理に向けて住所一括変更処理を行います。

※平成24年10月24日(水)から受給権者原簿への変更内容を照写します。

※住所一括変更処理がされるまでの各種通知書の住所表示は、旧住所となります。

(2) 債権管理簿について

平成24年10月調定分及び10月1日発送の督促状から新住所とするために、郵便番号をもとに住所変更の対象者を抽出し、機構本部にて補正リストを作成の上、対応します。

5. 記録管理システムにかかる処理

(1) 国民年金被保険者ファイルについて

平成24年10月1日施行分については、平成24年10月1日より、入力及び照写を可能とします。

旧住所で入力されているものについても市区町村コード等をもとに一括変更し、平成24年10月22日(月)より、新住所で照写します。

- (2) 厚生年金保険被保険者ファイル、船員保険被保険者ファイルについて
市区町村コードテーブルを修正し、平成24年10月1日施行分については、平成24年10月1日より、入力及び照写を可能とします。
旧住所で入力されているものについても市区町村コード等をもとに一括変更し、平成24年10月1日施行分については、平成24年10月9日（火）より新住所で照写します。
 - (3) 基礎年金番号管理ファイルについて
加入制度または受給権者原簿のスケジュールに沿って変更し、また、制度未加入者については、平成24年10月1日施行分については、平成24年10月9日（火）より新住所で照写します。
 - (4) 共済組合員情報ファイルについて
各共済組合から定期的に回付される異動データに基づき変更します。
6. 郵便番号辞書ファイル・住所辞書ファイルについて
平成24年10月1日施行分については、平成24年10月1日より入力及び照写を可能とします。

平成 24 年 8 月 30 日
 給付情 2012-121

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

金融機関の合併及び店舗名称変更（情報提供）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所						
	各部(全)	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G(総務)	厚年G(厚年)	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課(総務)	適用課(厚年)	徴収課	国年課	記録課	相談室
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	○			

本部関係部

厚生年金保険部、国民年金部、基幹システム開発部、業務管理部、支払部、障害年金業務部、業務渉外部

目的・趣旨

金融機関の合併及び店舗名称変更についてご連絡します。

ポイント（内容）

1. 平成24年10月15日支払からの変更となります。

2. 以下の項目については、それぞれの別紙を参照願います。

○合併による変更内容、「受給権者原簿」の一括変更処理、平成24年10月定期支払向けの通知書等について：【別紙1】

○金融機関の名称変更等にかかる業務スケジュール：【別紙2】

○合併日以降の店舗名称、店舗コード：【別紙3】

照会先 年金給付部 給付企画G
 本部担当 馬場（秀一）、上林
 連絡先
 （直通）

平成24年8月30日
給付企画G

金融機関の合併について

平成24年9月18日付で、「十六銀行」、「岐阜銀行」が合併し、「十六銀行」となります。

1 合併による変更内容

(1) 金融機関名称及び金融機関コード

		変更前		変更後	
テーブル	11 - 0153	ジヨウロウ	11 - 0153	ジヨウロウ	
金融機関名称	十六銀行			十六銀行 (平成24年9月18日付)	
テーブル	11 - 0541	キフ			
金融機関名称	岐阜銀行				

(2) オンライン処理の変更時期

- 1) 裁定処理

平成24年9月18日入力分から
(平成24年9月27日裁定分から)
- 2) 支払処理

①裁定処理：平成24年11月随時支払分から
②諸変更処理：平成24年10月定期支払分から
- 3) 諸変更処理

平成24年9月18日入力分から

2 「受給権者原簿」の一括変更処理

- ① 店舗コードが確認されている者（店舗コード「000」以外の者）は、平成24年11月随時支払分から金融機関コード、店舗コードを変更する。

※平成24年10月定期支払分については、新金融機関及び新店舗へ支払われます。

- ② 店舗コードが確認されていない者（店舗コード「000」の者）は、平成24年10月定期支払分から金融機関コード、店舗コードを変更する。

3 平成24年10月定期支払向けの通知書等について

- ① 受給権者原簿において、店舗コードが確認されている者（店舗コード「000」以外の者）は、【旧金融機関+旧店舗名】で印字されるが、11月随時支払向けの通知書等から【新金融機関+新店舗名】で印字される。
- ② 受給権者原簿において、店舗コードが確認されていない者（店舗コード「000」の者）は、10月定期支払向けの通知書等から【新金融機関+新店舗名】で印字される。

4 一括変更処理後の受給権者原簿への照写

- ① 平成24年10月定期支払分において、一括変更となる者は、平成24年9月21日（金）から確認することができます。
- ② 平成24年11月定期支払分において、一括変更となる者は、平成24年10月25日（木）から確認することができます。

金融機関の名称変更等にかかる業務スケジュール

	平成24年9月	平成24年10月	平成24年11月
新規裁定入力開始日	18 21		
新規裁定原簿の 画面照写開始日		1	
支払日		15	15
諸変更入力開始日 (諸変更取消 締切日)	18 20		

- 平成24年9月18日からのオンライン裁定入力及び諸変更入力について、譲渡金融機関の金融機関コード（岐阜銀行：0541）は入力できなくなります。
つきましては、譲受金融機関の金融機関コード（十六銀行：0153）及び店舗名を入力願います。
なお、【店舗名称等新旧対照表】（別紙3）※を掲載しましたので、入力処理のご参考としてください。

※十六銀行にて新設される店舗名及び十六銀行の店舗名が変更となるものは、朱書きとしています。

- 既裁定原簿における平成24年10月定期支払向けの諸変更入力の日数が短くなっていますので（平成24年9月18日から9月19日まで）、ご留意願います。

【店舗名称等新旧対照表】

[別紙3]

(旧)				(新)			
金融機関名/コード	支店コード	旧店舗(漢字)	旧店舗(カナ)	金融機関名/コード	支店コード	新店舗(漢字)	新店舗(カナ)
岐阜銀行 0541	-			十六銀行 0153	100	本店営業部	ホンテン
	-				101	県民ふれあい会館出張所	ケンミンフレアイカイカン
	-				102	岐阜市役所	キフシヤクシヨ
	-				103	カラフルタウン岐阜出張所	カラフルタウンギフ
	-				105	田神出張所	タカミ
	-				106	北長良	キナガラ
	057	則武	ノリタケ		107	則武	ノリタケ
	-				108	三田洞	ミタホ
	071	黒野出張所	クロノ		111	黒野	クロノ
	035	忠節橋出張所	チュウセツハシ		113	忠節	チュウセツ
	-				114	高見	タカミ
	061	尻毛出張所	シツケ		115	鳥	シマ
	055	長良	ナガラ		116	長良	ナガラ
	-				120	正木	マサキ
	-				123	岐阜中央	キフチュウオウ
	-				126	西野町	ニシノマチ
	-				129	岐阜大学前出張所	キフダイガクマエ
	-				131	今沢町	イマザワチヨウ
	002	神田町	カンダマチ		141	柳ヶ瀬	ヤナガセ
	029	金園町出張所	カナゾノチヨウ		143	梅林	ハイリン
	-				145	岩地	イワチ
	-				146	野一色	ノイチキ
	-				148	日野	ヒノ
	045	大洞出張所	オオボラ		150	芥見	カイミ
	-				153	真砂町	マサコチヨウ
	039	本荘出張所	ホンジヨウ		164	本荘	ホンジヨウ
	-				166	岐阜駅前出張所	キフエキマエ
	-				158	鏡島	カガシマ
	-				160	市橋	イチハシ
	100	本店営業部	ホンテン		161	六条	ロクジョウ
	-				162	騎	ウズラ
	-				163	県庁	ケンチヨウ
	-				164	岡町出張所	オカヤマチ
	068	城東	シヨウトウ		166	あかなべ	アカナベ
	-				171	加納	カノウ
	-				173	清本町出張所	セイホンマチ
	-				176	東加納出張所	ヒガシカノウ
	072	岐南	ギナン		181	岐南	ギナン
	-				188	東各務原	ヒガシカガハラ
	-				180	尾崎出張所	オザキ
038	各務原	カガハラ	191	各務原	カガハラ		
070	高富	タカミ	193	高富	タカミ		
-			195	森原	モハラ		
048	輪沼出張所	ウスマ	196	輪沼	ウスマ		
058	穂積出張所	ホヅミ	197	北穂積	キタホヅミ		
-			198	穂積	ホヅミ		
-			200	真正	シンセイ		
-			201	北方	キタガタ		
-			203	大野	オオノ		
-			204	ソフピアジャパン出張所	ソフピアジャパン		
-			205	下恵土出張所	シモエド		
028	揖斐	イビ	206	揖斐川	イビガワ		
-			207	池田	イケダ		
-			208	神戸	ゴウト		
-			210	大垣南	オオガキミナミ		
-			211	赤坂	アカサカ		
-			212	大垣北	オオガキキタ		
-			214	大垣西	オオガキニシ		
-			215	大垣東	オオガキヒガシ		
004	大垣	オオガキ	216	大垣	オオガキ		
-			218	安八	アンパチ		

(旧)				(新)			
金融機関名/コード	店舗コード	旧店舗(漢字)	旧店舗(カナ)	金融機関名/コード	店舗コード	新店舗(漢字)	新店舗(カナ)
岐阜銀行 0541	-			十六銀行 0153	219	高須	タカス
	-				222	垂井	タケイ
	-				228	関ヶ原	セキガハラ
	-				230	養老	ヨロロウ
	-				250	東関出張所	ヒガシセキ
	005	関	セキ		251	関	セキ
	-				252	西関	ニシセキ
	-				253	美濃	ミノ
	-				256	八幡	ハチマン
	-				281	白鳥	シロトリ
	016	美濃加茂	ミノカモ		271	美濃加茂	ミノカモ
	066	広見	ヒロミ		273	可児	カニ
	-				274	西可児	ニシカニ
	-				276	御嵩	ミタケ
	046	可児出張所	カニ		280	今渡	イマワタリ
	-				281	八百津	ヤオツ
	-				283	古井	コヰ
	003	多治見	タジミ		303	多治見	タジミ
	074	パロー多治見店出張所	パロータジミテン		306	西多治見	ニシタジミ
	031	土岐	トキ		311	土岐	トキ
	-				313	妻木下石	ツマギオロシ
	-				316	駄知	ダチ
	027	瑞浪	ミズナミ		321	瑞浪	ミズナミ
	-				326	明知	アチ
	-				333	岩村	イワムラ
	033	恵那	エナ		336	恵那	エナ
	010	中津川	ナカツカワ		341	中津川	ナカツカワ
	-				345	南中津川	ミナミナカツカワ
	013	下呂	ゲロ		353	下呂	ゲロ
	-				356	益田	マシタ
	006	高山	タカヤマ		363	高山駅前	タカヤマエキマエ
	-				366	高山	タカヤマ
	-				368	西高山	ニシタカヤマ
	-				371	古川	フルカワ
	024	羽島	ハシマ		460	北羽島	キタハシマ
	052	柳津	ヤナイヅ		461	羽島	ハシマ
	-				463	笠松	カサマツ
	-				465	柳津	ヤナイヅ
	-				467	流通センター	リウツウセンター
	-				501	木曾川	キソガワ
-			502	川島	カワシマ		
012	一宮	イチノミヤ	503	一宮	イチノミヤ		
-			504	一宮東	イチノミヤヒガシ		
-			505	一宮南	イチノミヤミナミ		
-			506	尾西	ビサイ		
-			507	稲沢	イナザワ		
-			508	東稲沢	ヒガシイナザワ		
-			509	勝川	カチガワ		
-			511	東海	トウカイ		
-			512	瀬戸	セト		
-			513	蟹江	カニエ		
062	岩倉	イワクラ	516	岩倉	イワクラ		
041	小牧	コマキ	516	小牧	コマキ		
044	師勝	シカツ	517	師勝	シカツ		
-			518	春日井	カスカイ		
059	扶桑	フソウ	519	扶桑	フソウ		
-			520	江南	コウナン		
-			521	犬山	イヌヤマ		
-			545	尾張旭	オウリアサヒ		
054	清洲	キヨス	549	清州	キヨス		
-			550	美和	ミワ		
-			551	中村	ナカムラ		
-			553	名古屋駅前	ナゴヤエキマエ		

(旧)				(新)			
金融機関名/コード	店舗コード	旧店舗(漢字)	旧店舗(カナ)	金融機関名/コード	店舗コード	新店舗(漢字)	新店舗(カナ)
岐阜銀行 0541	-			十六銀行 0153	556	名古屋営業部	ナゴヤ
	008	名古屋	ナゴヤ		557	大須	オオス
	050	平田	ヒラタ		558	小田井	オダイ
	040	楠町	クスノキチヨウ		559	楠町	クスノキチヨウ
	-				560	守山	モリヤマ
	-				561	大曾根	オオゾネ
	030	池下	イケシタ		562	池下	イケシタ
	-				563	今池	イマイケ
	-				564	名東	メイトウ
	051	名東	メイトウ		565	本郷	ホンコウ
	-				566	桜山	サクラヤマ
	056	天白	テンハク		567	天白	テンハク
	-				568	緑	キナンド
	-				569	星が丘	ホシガオカ
	-				571	熱田	アツタ
	036	中川	ナカガワ		572	中川	ナカガワ
	-				573	内田橋	ウチダハシ
	-				576	六番町	ロクバンチヨウ
	-				578	港	ミナト
	-				580	雲田	クモダ
	-				581	刈谷	カリヤ
017	岡崎	オカザキ	583	岡崎	オカザキ		
-			586	碧南	ヘキナン		
-			587	半田	ハンダ		
-			588	赤池	アカイケ		
-			590	豊橋	トヨハシ		
020	桑名	クワナ	601	桑名	クワナ		
-			801	大阪	オオサカ		
047	東京	トウキョウ	901	東京	トウキョウ		

平成 24 年 9 月 3 日
給付情 2012-122

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

金融機関の店舗名称変更（情報提供）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所						
	各部（全）	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G（総務）	厚年G（厚年）	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課（総務）	適用課（厚年）	徴収課	国年課	記録課	相談室

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	○			

本部関係部

厚生年金保険部、国民年金部、基幹システム開発部、業務管理部、支払部、障害年金業務部、業務渉外部

目的・趣旨

金融機関の店舗名称変更についてご連絡します。

ポイント（内容）

- 平成 24 年 10 月 15 日支払からの変更となります。
- 変更となる金融機関・店舗名につきましては、別紙 1 を参照願います。

※十六銀行と岐阜銀行の合併（平成 24 年 9 月 18 日付）につきましては、【給付情 2012-121】金融機関の合併及び店舗名称変更（情報提供）を参照願います。

照会先 年金給付部 給付企画 G
本部担当 馬場（秀一）、上林
連絡先 (直通)

銀行・信金

[別紙1]

金融機関名コード	旧店舗名称(店舗コード)	新店舗名称(店舗コード)	実施時期(年月日)
0146 北國銀行	ヤマノウエマチ 山ノ上町	カナザワジヨウホク 金沢城北	平成24年8月20日
2243 七島信用組合	シキネジマ 式根島出張所	ニイジマ 新島	平成24年10月5日
2211 文化産業信用組合	エドガワ 江戸川	ホンテン 本店	平成24年10月5日
2211 文化産業信用組合	ブンキヨウ 文京	ホンテン 本店	平成24年10月5日
1030 北見信用金庫	オオドオリ 大通	ホンテン 本店	平成24年9月21日
0177 福岡銀行	ナガオ 長尾	ササオカ 笹丘	平成24年8月27日
1336 西京信用金庫	エイフクチヨウ 永福町	ミナミナカノ 南中野	平成24年10月15日
1286 平塚信用金庫	ツルマ 鶴間	ミナミリンカン 南林間	平成24年10月9日
1286 平塚信用金庫	ヒバリガオカ ひばりが丘	ミナミリンカン 南林間	平成24年10月9日
2703 山口県信用組合	フナキ 船木	タカチホ 高千帆	平成24年9月24日
2149 東群馬信用組合	オオタ 太田	オオタホウセン 太田宝泉	平成24年9月22日
2096 会津商工信用組合	アイツホンゴウ 会津本郷	アイツタカダ 会津高田	平成24年9月18日
2820 長崎三菱信用組合	タテガミコウエン 立神公園出張所	キバチ 木鉢	平成24年9月28日
2820 長崎三菱信用組合	シンダイクマチ 新大工町出張所	ハマノマチ 浜町	平成24年9月28日
2616 淡路信用組合	チクサ 千種	ヤマサキ 山崎	平成24年10月5日
1781 西中国信用金庫	シンシモノセキ 新下関	イチノミヤ 一の宮	平成24年9月10日
1781 西中国信用金庫	オトヨシ おとよし	マスタ 益田	平成24年9月10日
0149 静岡銀行	イオンシミズテン イオン清水店出張所	オイワケ 追分	平成24年9月3日
1803 阿南信用金庫	タチバナ 橋	ミノバヤシ 見能林	平成24年9月24日
0179 佐賀銀行	イオンヤマト イオン大和出張所	ヒヨウゴ 兵庫	平成24年9月6日
0544 中京銀行	オオエ 大江出張所	オオエ 大江	平成24年9月5日
0544 中京銀行	ナルコ 鳴子出張所	ナルコ 鳴子	平成24年9月3日

農協等

旧農協名	旧店舗名称	新農協名	新店舗名称	実施時期(年月日)
3001 北海道信連	ホツカイドウシンレンイワミザワ 岩見沢	3001 北海道信連	ホンシヨ 本所	平成24年9月21日
3010 佐波伊勢崎農協	サワイセサキウネメ うねめ	4652 佐波伊勢崎農協	サカイ さかい	平成24年9月8日
3010 佐波伊勢崎農協	サワイセサキゴウシ ごうし	4652 佐波伊勢崎農協	サカイ さかい	平成24年9月8日
3010 佐波伊勢崎農協	サワイセサキシマムラ しまむら	4652 佐波伊勢崎農協	サカイ さかい	平成24年9月8日
3010 新田みどり農協	ニツタミドリニツタ 新田	4664 新田みどり農協	イクシナ 生品	平成24年9月22日
3032 隠岐どうぜん農協	オキドウゼンウラゴウ 浦郷	7693 隠岐どうぜん農協	ホンシヨ 本所	平成24年9月21日
3037 香川県農協	カガワケンホンマチ 本町	8332 香川県農協	シロトリ 白鳥	平成24年9月21日
3013 東京みらい農協	トウキョウミライヒガシムラヤマエキマエ 東村山駅前	5077 東京みらい農協	ヒガシムラヤマニシ 東村山西	平成24年6月23日

平成 24 年 10 月 3 日
 給付情 2012-143

文書区分		
重要度高	要報告	緊急

金融機関の店舗名称変更等（情報提供）

宛先	本部		ブロック本部			事務センター					年金事務所						
	各部（全）	関係部	管理部	相給部	適徴部	厚年G（総務）	厚年G（厚年）	国年G	年給G	記録G	突合G	適用課（総務）	適用課（厚年）	徴収課	国年課	記録課	相談室
						<input type="checkbox"/>											

情報提供先	相談センター	社労士会	健保協会	機構健保
	<input checked="" type="checkbox"/>			

本部関係部

厚生年金保険部、国民年金部、基幹システム開発部、業務管理部、支払部、障害年金業務部、業務渉外部

目的・趣旨

金融機関の店舗名称変更等についてご連絡します。

ポイント（内容）

1. 平成 24 年 11 月 15 日支払からの変更となります。
2. 変更となる金融機関・店舗名につきましては、別紙 1 を参照願います。

照会先
 本部年金給付部 給付企画G
 担当 馬場（秀一）、上林
 連絡先
 （直通）

金融機関名コード	旧店舗名称	新店舗名称	実施時期(年月日)・異動事由
1702 米子信用金庫	イヤ 揖屋	ヒガシイズモ 東出雲	平成24年9月18日
2004 商工組合中央金庫	ケイヒンジマ 京浜島出張所	オオモリ 大森	平成24年8月27日
2004 商工組合中央金庫	ウラヤス 浦安出張所	オシアゲ 押上	平成24年8月27日
2004 商工組合中央金庫	フクオカリユツウセンター 福岡流通センター出張所	フクオカ 福岡	平成24年8月27日
2125 那須信用組合	イオノ 伊王野出張所	クロダハラ 黒田原	平成24年11月9日
2125 那須信用組合	カタオカ 片岡出張所	ヤイタ 矢板	平成24年11月9日
2125 那須信用組合	オガワ 小川出張所	バトウ 馬頭	平成24年11月9日
2125 那須信用組合	クロイソミナミ 黒磯南出張所	クロイソ 黒磯	平成24年11月9日
1920 遠賀信用金庫	オンガガワ 遠賀川	オンガ 遠賀	平成24年10月29日
2014 ウリ信用組合	ミヤギ 宮城	トウホク 東北	平成24年10月29日
2014 ウリ信用組合	アオモリ 青森	アオモリ 青森出張所	平成24年10月29日
2014 ウリ信用組合	アキタ 秋田	アキタ 秋田出張所	平成24年10月29日
2014 ウリ信用組合	イワテ 岩手	イワテ 岩手出張所	平成24年10月29日
1530 岐阜信用金庫	イワムラ 岩村出張所	エナ 恵那	平成24年10月19日
1530 岐阜信用金庫	フクオカ 福岡出張所	ナカツガワ 中津川	平成24年10月19日
0001 みずほ銀行	ホンテン 本店	トウキョウ 東京営業部	平成24年10月21日
0161 池田泉州銀行	オオサカウメダ 大阪梅田営業部	ホンテン 本店営業部	平成24年10月9日
0009 三井住友銀行	チヨダ 千代田営業部	ジンボウチヨウ 神保町	平成24年10月15日
1024 北星信用金庫	シベツ 士別	シベツチュウオウ 士別中央営業部	平成24年11月12日
1880 榑多信用金庫	スクモニシ 宿毛西	スクモ 宿毛	平成24年10月29日
0141 北越銀行	トノマチ 殿町	ホンテン 本店営業部	平成24年9月18日
0168 中国銀行	マルガメミナミ 丸亀南	マルガメ 丸亀	平成24年8月25日
1440 金沢信用金庫	フクミツ 福光	フクミツ 富山銀行 福光	平成24年10月9日 (店舗の一部事業譲渡)
1440 金沢信用金庫	フクミツチュウオウ 福光中央	フクミツチュウオウ 富山銀行 福光中央	平成24年10月9日 (店舗の一部事業譲渡)
1440 金沢信用金庫	トナミ 砺波	トナミチューリップ 富山銀行 砺波チューリップ	平成24年10月9日 (店舗の一部事業譲渡)
0158 京都銀行		アマガサキキタ 尼崎北	平成24年9月18日 新設
1001 札幌信用金庫		サツポロエキキタグチ 札幌駅北口	平成24年9月19日 新設
2095 相双信用組合		ソウマニシ 相馬西	平成24年10月1日 新設
2075 秋田県信用組合		テガタ 手形	平成24年10月1日 新設
0167 山陰合同銀行		ハンシンキタ 阪神北	平成24年10月1日 新設

農協等

旧農協名	旧店舗名称	新農協名	新店舗名称	実施時期(年月日)
3005 秋田しんせい農協	アキタシンセイイシザワ 石沢	3825 秋田しんせい農協	コヨシオトモ 子吉小友	平成24年10月27日
3005 秋田しんせい農協	アキタシンセイウテツ 内越	3825 秋田しんせい農協	ホンジヨウ 本荘	平成24年10月27日
3005 秋田しんせい農協	アキタシンセイカミゴウ 上郷	3825 秋田しんせい農協	キサカタ 兼湯	平成24年10月27日
3005 こまち農協	コマチユザワキタ 湯沢北	3913 こまち農協	チユウオウソウゴウ 中央総合	平成24年10月27日
3005 こまち農協	コマチユザワチユウオウ 湯沢中央	3913 こまち農協	ユザワ 湯沢	平成24年10月27日
3005 こまち農協	コマチイナカワ 稲川	3913 こまち農協	トウブソウゴウ 東部総合	平成24年10月27日
3005 こまち農協	コマチオガチ 雄勝	3913 こまち農協	ナンブソウゴウ 南部総合	平成24年10月27日
3005 こまち農協	コマチニシモナイ 西馬音内	3913 こまち農協	セイブソウゴウ 西部総合	平成24年10月27日
3002 青森県信連	アオモリケンシンレン 本所	3000 農林中央金庫	アオモリ 青森	平成24年10月9日

編集発行

日本年金機構本部 年金給付部

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

TEL. 